

平成26年第7回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年12月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第110号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第111号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第112号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第113号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第114号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第115号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第8	議案第116号	飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
第9	議案第117号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第10	議案第118号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第11	議案第119号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第12	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市立増島保育園)
第13	議案第121号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
第14	議案第122号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
第15	議案第123号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第16	議案第124号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第17	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
第18	議案第126号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第19	議案第127号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
第20	議案第128号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第129号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第22	議案第130号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第23	議案第131号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第24	議案第132号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第25	議案第133号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
第26	議案第134号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第27		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第110号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第111号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第112号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第113号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第114号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第115号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第9	議案第116号	飛騨市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
日程第10	議案第117号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第118号	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第12	議案第119号	飛騨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第13	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市立増島保育園)
日程第14	議案第121号	指定管理者の指定について(養護老人ホーム和光園)
日程第15	議案第122号	指定管理者の指定について(飛騨市山田地域福祉センター)
日程第16	議案第123号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第124号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市夢館)
日程第19	議案第126号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
日程第20	議案第127号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第128号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第22	議案第129号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第130号	平成26年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第24	議案第131号	平成26年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第25	議案第132号	平成26年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第26	議案第133号	平成26年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第2号)
日程第27	議案第134号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
日程第28		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前田	川	文	博
3番	田	中	清	安
4番	洞	口	和	彦
5番	野	村	勝	憲
6番	後	藤	和	正
7番	福	田	武	彦
8番	菅	沼	明	彦
9番	内	海	良	郎
10番	森	下	真	次
11番	高	原	邦	子
12番	谷	口	充	子
13番	天	木	幸	男
14番	葛	谷	寛	徳
15番	山	下	博	文
16番	池	田	寛	一
17番	籠	山	恵	子

○欠席議員(1名)

2番	中	嶋	国	則
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長職務代理者(副市長)	白	川	修	平
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	野	村	重	昭
総務部長	小	倉	孝	文
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	石	腰		豊
企画商工観光部長	水	上	雅	廣
環境水道部長	柏	木	雅	行
市民福祉部長	谷	澤	敦	子
農林部長	藤	井	義	昌
基盤整備部長	川	瀬	智	彦
消防長	沢	之		光
病院管理室長	川	上	清	秋

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤
書記	竹原	美香

平成26年第7回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 飛騨市創生について 2. 除雪対策について	9日 午前
2	高原 邦子 (新生飛政会)	1. 本人通知制度導入について 2. 市内の企業・事業所を守るための一考察から	〃
3	葛谷 寛徳 (新生飛政会)	1. 来年度の予算編成について	9日 午後
4	前川 文博 (新生飛政会)	1. レールパーク構想の進展は 2. 新神岡図書館の計画について 3. 旅費に関する条例の車賃は適正金額か	〃
5	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. ふるさとを好きになる子ども育成のために 2. 北陸新幹線開業を目前に控えて 3. スクールバスの目的外使用	〃
6	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 古川盆地の宮川下流域安全対策について 2. 健康寿命の延伸について 3. 「薬草サミット」のその後はどのような状況か	10日 午前
7	籠山 恵美子	1. 飛騨市の長期財政を市当局はどのように分析・検証したか 2. 学校図書館の充実のために 3. 食育と学校給食の充実のために	〃
8	山下 博文	1. 飛騨市民病院祭からの教訓 2. 神岡町江馬区・東町区の流雪・側溝水対策について 3. 全国体力測定と飛騨市の子どもの体力	10日 午後

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長 (菅沼明彦)

本日の欠席議員は2番、中嶋国則君であります。執行部側では市長、井上久則君が欠席であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑、一般質問の発言予定者は配付のとおりでございます。昨日も申し上げましたが、市民の皆さんに分かりやすい質問、また答弁も簡略的にお願いをしたいと思います。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (菅沼明彦)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により17番、籠山恵美子君、1番、前川文博君を指名いたします。

◆日程第2 議案第110号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第26 議案第134号 平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算 (補正第3号)

日程第27 一般質問

◎議長 (菅沼明彦)

日程第2、議案第110号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第26、議案第134号、平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第3号までの25案件を一括して議題といたします。25案件の質疑を併せて、これより日程第27、一般質問を行います。それでは、これより通告順に発言を許可いたします。最初に12番、谷口充希子君。なお、質問中、説明資料の配付願いが出ておりますので、これを許可いたします。

[12番 谷口充希子 登壇]

○12番 (谷口充希子)

皆さま、おはようございます。寒い中、2日からの議会で本日一般質問させていただきます12番、谷口でございます。よろしくお願いたします。

議長のお許しをいただきましたので、早速、質問に入らせていただきます。大きく3点に分けて質問させていただきます。まず1点目の、古川盆地の宮川下流安全対策についてでございます。

今から10年前、平成16年豪雨災害は近年まれにみる大災害で、当時は30年に一度の災害と言われました。特に、宮川流域に住まわれる人々の生活が脅かされ、JRはもとより、企業も大変大きなダメージを受けました。古川盆地において、下野、谷、袈裟丸地区は被害甚大だったことは、皆さまの記憶に新しいところです。

それを受けて翌年、平成17年、古川盆地宮川下流域を水害から守る会というのが設立されました。今年で10年目でございます。下野、谷、袈裟丸、末高の皆さま方で組織されております。この会は、各区からの協力金や賦課金など徴収しているのではなく、会員の善意の募金で成り立っております。総会での通信費やコピー用紙、印刷代などをその募金で賄っております。活動としては、平成19年からは毎年、宮川河川敷のごみ拾いをされております。皆さまのお手元に用紙が配付されておりますとおりでございますが、これによりますと平成19年、最初の年は200人の参加で軽トラック20台分のごみを拾われました。以下、この資料を基にしますと、多いときには可燃物のごみが土嚢袋の大型土嚢袋で9袋、また、1斗缶で瓶が25缶、自転車やタイヤ、空き缶、その他、びっくりするのは冷蔵庫までされたという活動をされてございます。平均すると出役人数は、毎年150～160人でされております。このような活動をされてみえます団体が、地域を本当に心から思い、子供たちの将来が安全に過ごせることを願い活動されているということでございます。

さて、今年の8月豪雨によりまして、流域に浸水や河岸の崩壊の被害が発生しました。これは9月議会で中嶋議員が、谷地区の崩壊の様子を一般質問されました。ほかには桜野用水ほか、三ヶ区用水や宮川に大変な被害をもたらしました。これは激甚災害の指定がされた所でございますことは、皆さまもご存じのとおりかと思えます。

しかしながら、人的被害、家屋の被害が少なかったことの原因の一つに、鷹狩橋から飲食店「かをる」様までの河床掘削、つまり川底が掘られていたという、県のほうでそれをされていたために被害が少なかったことと考えております。しかし、近年の異常気象は、局地的、突発的、ゲリラ豪雨が発生しており、決して安全で安心とは言えない状況にあります。そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1、宮川右岸の「かをる」様からJR橋梁までの河床がまだ高い部分がございます。その工事の計画と進捗状況をお尋ねいたします。

2つ目に、8月17日災害対策本部ができた時点で、下流にあるダムが全開だったように聞いておりますが、その判断はどの時点で、どの手順で行われるのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、災害対策本部の設置は、どのタイミングで判断し決められるのでしょうか。以上、3点についてお尋ねいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

基盤整備部長、川瀬智彦君 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

おはようございます。それでは、古川盆地の宮川下流域安全対策についての1点目、宮川右岸の飲食店「かをる」裏から橋梁までの計画と進捗状況についてお答えします。

古川盆地の宮川下流域につきましては、平成16年10月の台風23号豪雨災害により床上浸水等の甚大な被害を受け、岐阜県では平成20年度までの5カ年の災害復旧助成事業で、おおむね20年に1度発生するおそれのある洪水を安全に流下できるよう整備がなされました。

本年8月の豪雨におきましては、道路の冠水、農地災害、家屋の床下浸水が発生しましたが、この災害復旧助成事業により約50cmの水位低下が図られた結果、浸水被害は最小限に食い止められたものと考えられます。

さらに、昨年度末に、岐阜県新五流域総合治水対策プランの改定がなされ、今後10年の間で、戸市川合流点より太江川合流点の区間において、おおむね30年に1度発生するおそれのある洪水を安全に流下できるよう整備する目標が設定されております。

この治水対策プランにつきましては、治水対策のみならず「清流の国ぎふ」づくりに向けた環境対策も示され、古川盆地の宮川下流域を水害から守る会の皆さまには、環境美化活動を積極的に行っていただき、感謝を申し上げるところでございます。また、このプランは、皆さま方から頂きましたご意見も踏まえて策定をされたものでございます。

県におきましては、今年度、河川環境調査、測量および詳細設計業務を実施し、今後は、この調査、測量等の結果を基に河川改修を進めるものと伺っております。

市としましても、流域住民の生活と生命を守るため、宮川本川のさらなる流下能力の向上が図られますよう整備の着手、促進を県に要望してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。2点目のダム放流の時期と手順についてお答えいたします。ご質問のダムは角川ダムとし、ダムの操作につきましては所有者の電力会社において行われていることから、概要でのお答えとさせていただきますのでお願いいたします。

発電用ダムは、一般的に流入量をためる容量がないため、洪水調整はできないようです。つまり、使用水量に相当する以上の流入量があった場合は、ダムから放流されることとなります。

放流等に伴うダムの操作は、国土交通省の承認を受けた操作規定に基づいて行われております。出水時にはダム管理所などにおいて、ダム管理主任技術者が雨量など必要な情報を基に流入量予測を行い、また、下流にあるダムの状況を把握しながらゲート操作に努めていると伺っております。

出水が予想される場合は、警戒区分といたしまして「予備警戒時」、「洪水警戒時」、さらに一定の流入量を超えると「洪水時」と区分されております。予備警戒時になると国、県に通報され、出水対応の準備が開始されます。洪水警戒時になると流入量予測結果に基づき、常時満水位から水位を低下させるための予備放流が行われます。

また、洪水時にはダム下流への放流量を人為的に増加させないように、流入量に相当する流量を放流することになっているようでございます。

なお、放流の際には、放流警報の吹鳴や下流域の河川パトロールなどの確認を行った上で実施していると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目の災害対策本部の設置はどのタイミングで決めるのか、についてお答えいたします。

市の地域防災計画には、「市の地域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき市災害対策本部を設置する」ということになっておりますが、水害、土砂災害の場合は次のようなタイミングとなります。

まず、市内に大雨注意報や洪水注意報が発令された場合や台風が接近している場合は、総務部、基盤整備部、消防本部、各振興事務所は準備体制をとり、気象に関する情報収集を行います。その後、大雨警報や洪水警報、暴風警報が発令された場合は、市は準備体制から警戒体制へ移行となり、防災当番によるパトロールを実施するなど市内の状況把握を行っております。

今年の9月議会定例会の一般質問でも少し触れましたが、一般に公開されている気象庁のホームページの防災情報では、最大6時間先までの雨雲の動きや雨量予測が確認できます。また、インターネットサイトの「岐阜県川の防災情報」では、市内8カ所の上流部の観測地点での時間雨量や累積雨量が確認でき、河川では宮川、荒城川、高原川の市内3カ所や、上流部の水位観測所では10分単位で水位の状況が確認できます。

災害対策本部の設置は、河川水位の観測所で氾濫注意水位に到達が予測される場合や土壌雨量指数基準を超過すると予測される場合を一つの基準といたしまして、市内パトロールでの河川の水位状況や今後の気象予報から総合的に勘案し、市内に水害や土砂災害発生が予想される場合においては、災害対策本部を設置するような状況でございますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○12番（谷口充希子）

ここに先ほどの資料とともに、伝統的防災施設という資料がございます。これは今年の11月に、小学校5年生、古川西小学校の5年生の子供たちが、地域の河川についての勉強をしました。霞堤や遊水池の勉強をしたということで、県のほうから配られたものでございます。このことによって子供たちは、自分の地域がどういった状況にあるか、河川の状況がどういったことかということ、よく学んだということ聞いております。

私たちは、この地域の安心、安全が第一ということを思っておりますので、ただ今の答弁にありましたように、県では新五流総という10年間の計画に基づき治水対策プランがなされているという答弁をいただきました。災害はいつ起きるか分からないという状況でございます。守る会の人たちの熱意を県にも伝えていただき、市民の生活の安全を一に考えていただき、また部長は県からおいででございますので、ぜひとも県へ帰っても飛騨市のこの宮川流域のことを思い出されて、強く要望するものでございます。そして、本当に私たちが安全に生活できることを願っております。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。健康寿命の延伸についてでございますが、皆さま方ご存じのように、健康寿命とは日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間を言います。つまり、平均寿命から介護年数を引いて、その出た年数が健康寿命となります。日本人の平均寿命は、およそ男性で80歳、女性が86歳、健康寿命は男性で72歳、女性は74歳となっておりますが、ほぼ男女とも10年くらい、9年から12、3年が自立した生活ができないということになっております。誰かのお世話になるという、家族であれ、施設であれ、お世話になって生きるということになります。市民一人一人がいつまでも健康で長生きできることが、何より望まれることではないでしょうか。この10年間を問題提起とし、1年でも短くすることがこれからの課題だと私は考えております。

一人一人が自覚し、自立すること、そのことが個人も良い、周りの家族も良い、そして行政も良いという、みんなが幸せな生き方につながるかと思っております。一人一人が自己の健康管理に心がけ、健康寿命の延伸が理想とされるところでございます。以下の4点についてお伺いいたします。

1、飛騨市の平均寿命と健康寿命は男女別で何歳であるでしょうか。2番目、国民健康保険の医療費が県下で高水準である。そのことは市民の多くは知らないというふうに思っております。市民への周知はどのようになされておりますでしょうか。3番目、介護保険料が各自治体で違っており3年ごとに見直されておりますが、この介護保険料の水準はどの程度でありますでしょうか、お尋ねします。4番目、私は、過去の一般質問でロコモティブシンドロームについての質問をし、運動の大切さ、冬期間の長いこの飛騨市においてはトレーニング機器を整備してはどうかという質問をさせていただきました。そして、神岡町の議員の方に言われましたが、古川にはトレーニングセンターがあるのではないかと、というふうにおっしゃいましたが、あれは建物がトレーニングセンターという名前で中に機器は一切入っておりません、ということをお知らせしたら、ひどく笑われましたことを覚えております。そのことを踏まえて、今年度の予算の中にトレーニング施設整備検討委員会を設置され、その予算が計上されておりましたが、その進捗状況をお尋ねいたします。以上、4点よろしくお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。それでは谷口議員ご質問の、健康寿命の延伸についてのうちの1から3のご質問についてお答えをいたします。

はじめに1点目、飛騨市の平均寿命と健康寿命は男女別で何歳か、についてお答えをいたします。

厚生労働省が平成26年7月に発表した平成25年簡易生命表では、平均寿命が男性80.21歳、女性86.61歳で、男性が初めて80歳を超え、男性、女性共に過去最高を更新しました。また、平成26年10月には、平成25年の健康寿命として男性71.19歳、女性74.21歳と発表がありました。

健康寿命とは、介護の必要がなく健康的に生活できる期間を示す指標で、平成22年時点から国の数値が公表されています。平均寿命と健康寿命の差が介護等の支援が必要な期間で、平成25年では、男性9.02年、女性12.40年となります。

健康寿命は、健康日本21で目標として取り上げられた指標であります。国は、健康寿命が延びると、生活の質の向上だけでなく医療費や介護の費用の削減にもつながると考え、2020年までには健康寿命を1歳延ばすことを目標としました。

健康寿命とは、生存・死亡と健康・不健康の状況を統合したものですが、「日常生活動作が自立している期間の平均」として現在発表されている健康寿命は、平成22年に実施された国勢調査と国民生活基礎調査の数値、そして各年の介護保険の要介護認定者のデータを使用して算定されています。

岐阜県では、国のデータを用いて5年に1回、各市町村の健康寿命を計算しています。平成22年が最新の数値であります。飛騨市は、平均寿命男性80.0歳、女性86.5歳、健康寿命男性76.51歳、女性80.89歳で、平均寿命と健康寿命の差は、男性3.49年、女性5.61年となっています。

健康寿命は、13万人以下の集団では数値の精度が低くなり、12,000人以下の集団では算定は適さないと言われております。国の示した健康寿命でも、絶対的な値として解釈せず、相対的に活用されるようと言われており、今後の検証の中で算定方法の見直しを行っていくことになっております。

先の飛騨市議会でも飛騨市の健康寿命についてのご質問がありましたが、市町村で算定することも困難であり、健康寿命の算定を市町村で実施する動きがなかったため、飛騨市におきましても試算を行っていませんでした。

平成26年10月から、国が進めておりました国民健康保険データベースシステムが稼働いたしました。これは、診療報酬明細書、介護保険情報、特定健診結果等を結び付けていろいろな分析ができるシステムで、分析結果を保健指導に活用するため、現在、保健師がシステムの運用を担当しています。

このシステムで計算される指標の一つに、飛騨市の国民健康保険被保険者のデータで

算出した平均寿命と健康寿命があります。平成25年の飛騨市のデータは、平均寿命男性80.0歳、女性86.5歳、健康寿命男性65.1歳、女性67.0歳で、平均寿命と健康寿命の差は、男性14.9歳、女性19.5歳となっています。参考までに、このシステムで算定されました国の数値は、平均寿命男性79.6歳、女性86.4歳、健康寿命男性65.2歳、女性66.8歳、ちなみに県の数値は、平均寿命男性79.9歳、女性86.3歳、健康寿命は男性65.5歳、女性67.0歳となっております。飛騨市は国、県の数値とほぼ同等であります。しかし、いずれの区分でも国が公表した健康寿命より低く算定をされています。

これは、国保のシステムでは、国勢調査と国民生活基礎調査のデータを使用しない方法で算定されていること、また集計の対象が国民健康保険被保険者のみであり、40歳以上74歳未満の人を対象として算出、算定されていることによるものです。飛騨市におきましては、5,514人が対象となっております。

このような状況から、飛騨市の健康寿命を国が公表した数値と比較をすることは適切ではないと考えますが、すべての市町村で国保データベースシステムが稼働していることから、国保データベースシステムによる健康寿命の市町村間の比較が可能となりました。

来年度以降、健康寿命の年度間の比較、近隣市町村比較を行いながら数値の意味を検証し、特定健診データや受診状況の比較検討も併せて行うことで、健康づくりにつながる有効な施策を実施していきたいと考えています。

市民の方が、住み慣れた場所で、健康に暮らしていただくことは、市の重要なテーマであります。市民の方が、健康寿命から自らの健康を考え、生活習慣病の予防に取り組んでいただければ、健康寿命は延伸すると考えます。健康寿命をそのような指標として有効に活用できるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の国民健康保険医療費の市民への周知方法についてお答えをいたします。はじめに、飛騨市国民健康保険の1人当たりの医療費の現状についてご説明申し上げます。

平成25年度決算ベースにて県下市町村の1人当たりの医療費を比較してみると、県下平均額は31万8,533円で、42市町村中、飛騨市は第9位の33万6,422円であり、議員ご指摘のとおり高い水準にあります。ちなみに一番高いところは、関ヶ原町の35万5,866円となっています。

分析結果を簡単ではございますが述べさせていただきます。その前に「受診率」についてちょっとご説明させていただきます。ここで説明させていただきます「受診率」とは、1人当たりが一定期間内に医療機関に何回かかったかを示す指標であります。今から説明します受診率につきましては、100人の方が1年間に医療機関にかかった割合を示しております。入院につきましては、県平均受診率が22%、1件当たり医療費が53万1,888円に対し、飛騨市は受診率が28%、これは100人の方が1年間に

28回入院されたということですが、28%。1件当たり医療費が50万5,052円です。

入院外につきましては、県平均受診率が84.3%、1件当たりの医療費が2万1,313円に対して、飛騨市は受診率が85.3%、これは100人の方が1年間に85.3回受診されたということです。1件当たり医療費が1万9,786円となっています。

入院、入院外ともに1件当たりの医療費は少ないのですが、受診率が高いという結果が出ています。

ご質問であります市民への周知方法ですが、毎年4月の国民健康保険料仮算定通知時に「飛騨市国民健康保険の現状について」と題しまして、保険料収入が年々減少している一方、医療費は増加している現状と併せて保険料の期日内納付に係るチラシを同封しております。ただし、県下における医療費の比較までは掲載しておりませんので、今後検討してまいりたいと存じます。

このほかに医療費抑制対策として、2カ月毎に年6回の医療費通知を送付しています。健康管理やコスト意識に関する認識による適正な保険診療、ならびに医療費の抑制効果や医療機関の不正請求などに対する心理的な抑制効果も期待しているところです。さらに年2回、後発医薬品利用差額通知を送付し、自己負担額の軽減についても啓発しております。また、窓口での国保加入手続きの折にもパンフレットを配布し周知しております。

続いて3点目の、介護保険料の水準はどの程度か、についてお答えをいたします。

介護保険料は、市民の介護サービス利用に係る費用を税金との折半で負担するもので、65歳以上の方には、40歳から64歳までの全国の人口比により、介護総費用の21%を負担していただいております。介護保険料は3年ごとに見直されますが、保険料の設定は、見直しの年に、その先3年間における介護サービス利用の総量を推計した上で、その利用に係る費用を賄える額として保険料を設定しています。

現在、飛騨市では、第5期の介護保険事業計画で基準保険料の月額を4,980円としております。この額は、全国平均4,972円とほぼ同額の水準であります。県内では上位6番目の保険料となっています。

保険料の算定の元になる市のサービス利用総量は、後期高齢者人口の増加に伴い、サービス利用者も増え年々増加傾向となっております。

団塊の世代が高齢期に入られ、介護のリスクも年々高まっていく中では、その傾向も続くと思っております。そのため、利用を支える保険料は、現行より低くなることは想定できないことから、今後さらなるご負担をお願いしていくことになるとおられます。

現在、策定しております来年度から3年間の第6期介護保険事業計画において、第6期保険料の推計を進めているところですが、現行からの増高は避けられない状況となっております。

今般大きな介護保険制度改正があり、全国一斉に地域包括ケア体制の整備を具体的に

推進していくこととなりました。少しでも長く住み慣れた地域で、自宅で暮らし続けられることを目指す取り組みが法制化されます。その中で、平成18年度より実施しておりました介護予防について、国でこれまでの結果を検証し、より実態的な効果が出るよう大きく見直しがなされました。

高齢者の皆さまが、生きがいや社会的役割を持てる地域づくり、地域での支え合いといった互助の体制を地域に整えることが、大きな介護予防の取り組みになるというものであります。そうした地域づくりを行い、元気な高齢者を増やしていくことが、介護保険の保険者として、これから重要な取り組みとなります。

このような改正にしっかり対応し、健全な制度の維持を図りながら、適正な介護給付を進め、適正な保険料水準を確保してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは、私のほうからご質問の4点目、トレーニング施設検討委員会の進捗状況につきまして回答をさせていただきます。

市では、本年4月「トレーニング施設検討委員会設置要綱」を定め、市民の生涯スポーツの推進、健康維持増進および体力向上に資するための整備について、これの検討を行う「飛騨市トレーニング施設検討委員会」を設けました。

委員の方には、社会教育委員、スポーツ推進委員、体育協会などの社会体育関係者9名の方に委嘱し、4月21日から7月30日までの間に4回の委員会を開催し、トレーニング施設のあり方について検討を行いました。

第1回は、検討委員会の趣旨のほか、飛騨市のトレーニング施設の現状を説明し、どのような施設が必要か、また、どのような施設を視察したらよいか等検討がなされました。

第2回では、5月29日に競技力向上を目指したこの施設の富山県総合体育センター、健康づくりの支援を行う富山健康パーク、介護予防を主眼といたしました角川（かどかわ）介護予防センター、これら4施設を視察し、これを踏まえての委員から飛騨市の施設のコンセプトについての提案などをレポートとして提出をしていただきました。

第3回では、レポートを基に飛騨市のトレーニング施設の内容や設置場所、これにつきまして委員会としての考えをまとめ、報告書の骨子を作成し、第4回の委員会でさらに検討、修正を加えるなどして報告を取りまとめ、10月16日に委員長より市長に報告書が提出されました。

報告書の概要としまして、整備目的を「トレーニング初心者からアスリートまでの全

ての人々が筋力アップや競技力の向上を目指すと共に、若者から高齢者までが健康の維持増進と介護予防を目指す施設とする」とまとめられ、施設の規模、設置器具、スタッフなどの運営方法、建設候補地について検討がされ、内容が報告されたところでございます。

1点目に施設の内容といたしまして、有酸素運動器具や筋力アップ器具、血圧計、体脂肪計などの健康測定器具を備えたトレーニングルーム、音響施設を備えたフィットネスルーム、更衣室、シャワー、休憩室、トイレ、これら付属品などの機能を持つ施設が理想である。2点目に運営スタッフの関係としまして、利用者個々の目的、体力、体調に合わせたトレーニングプログラム、これが作成、指導できる専門的な知識を持ったスタッフの配置が必要である。3点目に整備候補地として、交通の利便性を考慮し、市民が集まりやすい場所を2施設、2地点ほど候補としております。

そのほかとしまして、神岡町桜ヶ丘体育館トレーニング室の既存施設整備についても「充実を図ること」ということで盛り込みをされております。

市では検討委員会の報告を受け、高齢化社会を迎える中で市民の健康の維持増進という目標を実現するにはどのような施設が必要なのか、一方で行政としては、厳しい財政を踏まえて、新たに建設するのがよいのか、既存の施設を改修するのがよいのか、改修するとすれば建築基準法などさまざまな制限があるので、それをどう対応するのか、市内では神岡町の桜ヶ丘体育館や河合町の「ゆうわ〜くハウス」にあるトレーニング施設をどう活用するのか、これも含めて検討委員会のご意見を参考に行政として方向性を検討しているところでございます。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○12番（谷口充希子）

ありがとうございます。大変、^び微に入り^{さい}細に入り丁寧な答弁でありました。谷澤部長には本当にありがとうございます。この受診率のパーセントを見ますと、飛騨市は非常に高いということでありがたいということ、それだけ市民が健康に関心を持っているということの裏返しかなということも思います。そして、先ほど述べましたように、やはり健康寿命の延伸ということが叫ばれている中、10年間という期間を一人一人がどのように暮らすかということがやはり課題となっております。

そして今年の10月から、国民健康保険データベースシステムが採用されたことは非常にありがたいことだと思、このことは私たちがすごく関心のあることで、この国民健康保険に加入していらっしゃる人たちが、人数が5,500人くらいということで、市民全員のこれにはなっていないということ、当てはまらないということはよく分かりました。そして、高齢者が増える現在、飛騨市は高齢化率が35%以上になったということで、これから本当に健康で長生きされる方を一人でも多くつくるという、先ほどの元気な高齢者をつくるということが私たちの仕事というような内容で話されましたので、これから楽しみに企画されることや、健康対策を楽しみにしております。その中

で私たちも、いきいき体操とか味噌汁の塩分の測定とか、そういうことを日常的にされていることをやはり享受しているの、市民が多くその所に参加することが必要なということだと思います。

そして、先ほどの4番目の質問でございますが、健康機器のトレーニング施設整備検討委員会の答弁をいただきましたが、今現在、検討中ということもありまして、内容や検討委員会が何回も開催されたということ、これを踏まえまして私が感じますに、これから飛騨市は財政状況が大変厳しいものになっていることから、新しいものを特に造るということではなく、そして一番の内容をシャワールームなどというふうにありましたが、民間のトレーニング、会費を払ってトレーニングに行く、30分で全ての筋力アップができるというそういう民間の施設があるんですけども、その施設は30分内で筋力が向上するというトレーニング機器が整備されていて、そんなに汗をかくこともないのでシャワー室なんかはいらぬという考え方なんです。だから、あくまでもそんなに大々的ということではなく、例えば15センチくらいの踏み台で30回毎日するとかという、そういう施設の中に日常できるようなことも取り入れていただきたいということだと思います。そして先ほど言われました、体力に合わせたプログラムということ、コンセプトがなされておりますが、集まりやすい場所というのは分かりますけれども、この施設の仰々しい大型のものではなく、誰でもが行けるというような親しみやすい環境にしていきたいというふうに思いますが、もう一度すみません、答弁をお願いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（石腰豊）

ただ今のご質問でございますが、まず1点目の身近なものである器具等を使ってということも含めてのご質問かと思えます。私どもとしまして、なるべく既存のものを活用して、お金はなるべく、変な言い方ですけどもかけないようなものを、それを工夫するということを考えております。そのためには、回答のほうで述べさせていただきましたが、今のトレーナー、こちらの方の知識、知恵などを十分活用していただきまして対応したいというふうに思っております。

また、施設の建設等につきましても、当然新しいものを造るとすれば、それなりの経費はかかるとは思いますが、ただ、そこについては、既存の施設の利用等も含めて考えております。ですので、そちらについても建設費等も安価に抑えたく、なるべく内容は充実したいと。創意工夫と言いますか、知恵を出した施設にしたいというふうに考えております。

○12番（谷口充希子）

ありがとうございます。そのように計画をされているということで、本当に楽しみでございます。次に、3点目の薬草サミットのその後どのような状況かという質問をさ

させていただきます。

鉄は熱いうちに打てと申しますが、6月の薬草サミットは多くの市民が関心や興味を持ち、いろいろな場所で身近な野草の話に花が咲き、8月の「くず（葛）」の花が咲くころは、宮川の堤防の何人もの人が花を摘みに来てみえました。そして、毎月の広報紙に薬草の記載がされていることも楽しみの一つでございます。

また先般、商工課では「くず（葛）」の花の愛称募集があり、薬草サミット成功から半年が経過し鋭意努力をされているとは思いますが、以下の3点についてお尋ねいたします。

1点目、薬草を活用した取り組みについて半年が経過し、今後の具体的な目標と計画はありますでしょうか。2番目、専門的な知識や各種団体の取りまとめ、それと野草の採取や栽培等、企画課や農林課、商工観光課が窓口になっております。専属的な職員を配置し、関心ある市民や団体に対応してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。3点目、来年度の予算も含めて企画立案はあるかという質問ですが、物事はホップ・ステップ・ジャンプとありますように、ことしはホップの年で、薬草サミットが行われ市民が周知するところとなりました。来年はステップの段階に入るかというふうに認識しておりますが、どのような企画立案があるのでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは谷口議員ご質問の、薬草サミットのその後はどのような状況か、についてお答えをします。

6月議会の折にもお答えしましたとおり、本年5月31日、6月1日に開催しました薬草シンポジウムにつきましては、参加者の皆さまから高い評価をいただき、市としても地域おこしのツールとして一定の可能性を感じたところでございます。

しかしながら、薬草の活用を地域おこしにつなげるためには、ビジネスとして成り立つ仕組みも重要であり、そのためには有識者の協力をいただきながら、マーケティング、ブランディング、デザイン、メディア戦略といった、これまでの行政にはあまり必要とされてこなかったような専門的な分野についても見識を深めることが重要であると考えています。

薬草シンポジウム後の事業展開につきましては、シンポジウムを単なるイベントとしないため、これらの点に重きを置きながら、現在まさに取り組みを開始した段階であることをご理解いただいた上で、議員ご質問の3点についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後の具体的な目標と計画についてお答えします。

シンポジウム開催を契機として、薬草によるまちづくりを目指す、NPO法人「薬草で飛驒を元気にする会」が設立されたほか、古川町商工会が事業主体となって、薬草活

用勉強会が実施されるなど、民間レベルで薬草活用にかかる気運が高まりを見せております。

これにあわせて、市でも薬草をビジネスとして持続可能な形で活用するため、庁内に関係部課長を構成員とする薬草等有用植物活用研究会議を組織するとともに、その実動組織として、若手女性職員を主な構成員とするワーキンググループも組織いたしました。

現在、ワーキンググループでは、薬草による新たな商品開発に向け、女性の意見を積極的に反映させた薬草活用に関する基本コンセプトの設計、ターゲットの設定のほか、市のシンボルとなる薬草として「くず（葛）」の花を選定するなどの活動を実施しております。

これらの活動は今後も継続的に行い、今年度中に薬草活用に関する基本コンセプトを決定し、そのコンセプトに合致した新たな商品の試品のほか、こうした取り組みの経過を継続的にメディアに露出させることで、今後の事業展開の基礎となる飛騨市の薬草活用に関するブランドイメージの発信を行っていきたいと思っております。

2点目の、専属の職員を配置し、関心ある市民や団体に対応してはどうか、とのご質問でございますけれども、現在、薬草活用にかかる所管課は商工課でございます。職員全員で事業の推進に当たっているところでございます。また、先に述べましたように関係部課長を構成員とする薬草等有用植物活用研究会議を組織し、その実動組織としてワーキンググループも組織し、商工課との連携を取っております。このことは、今後薬草活用についてさまざまな取り組みを行い、また、広く市民の皆さまに対応できるよう体制を整えたいという思いから組織したものでございます。

また、薬草活用にかかる事業などを模索する中で、相当の知識を必要とする場面も想定されるところでございますけれども、そのために先ほどご紹介したワーキンググループ員の所属課が商工課と連携を取って対応し、場合によっては専門の先生への問い合わせを商工課を通じて行うなど、そういう対応をすることも考えておりますので、専属職員の配置については考えておりません。

3点目、来年度に向けての企画立案についてお答えします。

来年度は、本年度ワーキンググループを中心に実施した事業をベースに、継続的なメディア戦略のほか、飛騨市の薬草活用に関するコンセプトを具現化した商品であることを認証するロゴマークや、コンセプトに沿ったサービスを提供する事業者などであることを示すフラッグの作成によるブランド強化事業、試作品を元にレシピのブラッシュアップと商品リーフレット制作などによる薬草を使った新たな商品開発を進める予定であります。

これらの事業は、必要に応じてNPOなど民間事業者の皆さまと協働により面的展開を図り、市全体として取り組みにつなげたいと思っております。

また、こうしたビジネスとしての事業展開を支える取り組みとして、本年度も実施いたしました公民館講座での薬草講座や、崇城大学薬学部の村上教授による勉強会の開

催など、引き続き市民の皆さまへの薬草の価値の伝達に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○12番（谷口充希子）

ただ今の答弁で、ワーキンググループの設立や研究会、また基本のコンセプトを指定し商品化をするということ、ブランドイメージを具現化したというような答弁がございまして、非常に前向きな姿勢でありがたいなと思っています。私たちも地域で薬草を中心とした商品の開発を進めておりますので、こうした市の商工課の体制に伴い、私たちも勉強していきたいということを今考えております。

今回の私の質問の中に、健康寿命の延伸ということと、薬草サミット関連のこの質問は深い関係がございまして、市民の健康が基であるという、日常の食生活の中に薬草を取り入れて生活するということが非常に大切だということを思っております。

行政は縦割り行政でございまして、このことを横断的に考えていただきまして各課が連携するという、先ほども少し答弁にありましたが、横断的に事を進めていただくということが大切ではないかということを思います。そして、何よりも市民の力が大切で、NPOを立ち上げられたというそのことをきっかけに、これは千載一遇のチャンス、飛騨市がこれから発展していくための大きなチャンスではないでしょうか。その大きな夢を描き進めていっていただくことを希望しますが、副市長にここで少しお尋ねします。この薬草サミットを受けて今、前進的な答弁がございましたが、このことを飛騨市では来年度の予算に向けて活用されるというような思いがありましたら、お答え願います。

□副市長（白川修平）

おはようございます。それでは、谷口議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今年5月31日、6月1日の2日間にわたりまして開催をいたしました薬草シンポジウムにつきましては、ただ今部長が説明を申し上げたとおり、全国各地から大変多くの方にお越しをいただきました。このシンポジウムを通じまして、市民の皆さま方に薬草を通じての健康への関心の高まりが生じたというふうに思っております。

また、薬草を一つの素材としまして地域おこし、地域の振興策につながるのではないかというような可能性というものも、皆さん思われたところだというふうに思っております。シンポジウムにお越しをいただきました自治体の方々にお会いをしましたところ、本当に日本各地からおみえになってみえます。こうした可能性につきましては、それぞれの地域でそのように思っているんだなということを感じた次第でございます。

したがって、こうした取り組みが来年度以降も続きますように、必要などころにつきましても必要な予算を付けると言えますか、予算措置をしたいというふうに考えています。詳細につきましては、先ほど部長が説明申し上げたとおりですが、こうした事業につきましても適切に予算を配分させていただきたいというふうに思っております。

○12番（谷口充希子）

ただ今、副市長の答弁で素材を生かした地域おこしということでございますので、私たちが地域の皆さま方に声かけをしながら、この地域を盛り上げていき、飛騨市の発展にお役に立てば良いかということを思って、そして健康に役立つ薬草、野草がいっぱいあるということを折に触れ話していきたいというふうに思い、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時01分 再開 午前11時02分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に17番、籠山恵美子君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔17番 籠山恵美子 登壇〕

○17番（籠山恵美子）

皆さん、おはようございます。お許しをいただきましたので、3点質問させていただきます。まず一つ目に、白川副市長の職務代理に伺いたいと思います。飛騨市の長期財政を市当局はどのように分析、検証したかという質問です。

飛騨市は長期財政の見通しをローリングしながら、議会にその都度提示しております。この統計的な財政ベースから、市独自に何を分析あるいは検証しているのでしょうか。新年度の予算編成に入っているこの時期ですから、ぜひ伺いたいと思います。

なぜならば、行政がやるべきは、市民の要求にどれだけ応えられるかに、そういうことに尽力することでありまして、厳しい財政を提示して、それをもって市民の負託をけん制することではないからなんです。大事なのは、その財政ベースにどんな方針あるいは市の構想、施策を乗せたいのかをきちんと伝えることだと思うのです。

昨日の葛谷議員の質問で、地域創生や2次総のことが出てきました。その答弁は、なかなか釈然としないものでありまして、先の見えない答弁でありました。市長は不在でも、例えば少なくとも既にできている2次総から、今度は何を実現し、あるいは何を改善しようとしているのか、その方向性くらいは説明できるはずではないでしょうか。

財政統計から、飛騨市の将来像がどう見えているのか。それをどう発展あるいは修正しようとしているのか、まず飛騨市の考えをお聞かせください。

そして、ちなみに検証した結果が次年度、新年度にどう私たち市民生活に反映するか、市の姿勢を説明願いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 登壇〕

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

それでは、籠山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

長期財政見通しは、10年間の長期的視点に立った財政状況を予測し、計画的な財政運営を進めるための基礎的な資料として作成しているものです。先般の全員協議会において議員の皆さま方にご説明したものは、平成27年度から平成36年度までを推計した結果であります。

市長は就任以来、財政健全化を掲げ、財政の透明性の向上を重視してきました。それまで本市では作成されていなかった長期財政見通しを、市長就任後直ちに作成し、社会情勢の変化や制度改正に応じて毎年度見直しながら、市民に広く公表してきたところです。

地方財政は、地方自治体自らが行う経済上の行為とされています。長期財政見通しは、一般的な行政サービスを行う「普通会計」を対象として、歳入歳出の傾向や増減理由をそれぞれの区分ごとに分析し、将来的にどのように変化していくかを導き出しております。

歳入において、市税は、生産年齢人口の推移により納税義務者を推計、地価や家屋の評価替えなどを考慮。普通交付税は、合併算定替が今年度から5年間段階的に縮減されていくことを反映しております。国庫支出金、県支出金は、主に扶助費や普通建設事業にかかる負担金と補助金により算定をしております。

歳出におきましては、人件費は、職員適正化計画に定めた職員数に基づく推計値。物件費については、総務費、土木費、教育費など行政分野別に細分化し、人口や職員数の推移により推計。維持補修費は過去の平均値。扶助費は、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費等の区分ごとに人口推移等により推計。公債費は、起債借入済額にかかる返済額と起債借入見込額により推計。繰出金は、特別会計ごとに人口推移等により推計をしております。全般的な算定基礎となる人口推計は、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表しています本市の推計人口に基づいており、経済動向は、本年7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」を採用しております。このような分析、推計を行うことにより、歳入歳出構造をより深く理解することができ、事業の実施時期の判断や起債の借入れ条件の設定など財政運営面の実務において、有効活用が図られているものであります。また、平成20年度の長期財政見通しの作成開始当時には、合併特例期間中にどうしても行わなければならない市民生活に不可欠な大型建設事業が山積^{さんせき}しており、限られた期間と財源の中で真に必要な事業を見極めることの資料と

いった側面が強くありましたが、これらの大型事業がほぼ完了に近づき、ソフト事業への転換期を迎えた現在は、職員一人一人が長期財政見通しから現在の財政状況を適切に把握し、それぞれの行政分野において将来のために何を実施すべきかをしっかりと検討し、さらには市民と一体となって行動を推し進めていくことが必要であると考えております。

また、検証は、一義的には実際に起因を分析し推計した結果を明らかにすることですので、依然として厳しい財政状況であるとの結果が示されております。なお、詳細につきましては、先般の全員協議会で説明したとおりであります。

地方財政法を貫く基本的理念の一つは、地方財政の自主性と健全性の確保であり、もう一つは、国および地方公共団体の財政責任の明確化と財政秩序の確立であるとされております。同法第4条の2は、「地方公共団体は、予算を編成し、若しくは執行し、又は支出の増加若しくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の状況をも考慮して、その健全な運営をそこなうことがないようにしなければならない」と規定しております。

市民の負託に応えるには、単年度の収支均衡の保持にとどまらず、長期間を通じて生じる財政変動に耐えうる弾力性のある財政を確立することこそ市の責務であると考えております。将来の財政見通しを明らかにしながら、予算編成においては義務的経費と投資的経費にかかる事業量の配分目安とし、その時代、その時々で、総合的に判断し、市の身の丈に合った財政運営を行っていく。そして、その必要な財源は真に必要なところに重点的に配分することが「財政最適化」であり、市の平成27年度予算編成に向けての姿勢であります。これからも行政改革を進めつつ、市の施策や長期財政見通しなどを公表し、市民から信頼される財政秩序を保った行政運営に努めてまいりたいと思っております。

〔市長職務代理者 副市長 白川修平 着席〕

○17番（籠山恵美子）

今、副市長の説明を聞いていますと、民間会社で言うと経理部が一生懸命その会社の経理を、お金のまわし方をこのように決めましたというような説明をされたような気がしてなりません。その中でも今ちょっと分かったのは、今度はソフトへの転換期を迎えているということ。これ、ちょっと今分かりました。それから、財政としては依然と厳しい状況であると、今おっしゃいましたが。それから、市民から信頼される財政秩序を保つと。これは本当に最低大事なことで、市民の税金を預かっているところですからね、それは大事なことだと思います。

なぜ、私がこういう質問を、これを聞くのかと言うと、つまりこれまでですね、井上市政が始まってからでもいいですが、議会でこうやって議員はいろんな市民要望を訴えます。議会で一般質問でも訴えます。ですから、これまでいろいろ出てきたたくさんある、私だけではないですよ、ほかの議員の質問もそうですけれども、たくさんある市民

要望をとにかく検討しながら一つでも多く実現する。それは行政の仕事だと私は思っているんですね。行政が勝手に、自分の考えはこうだから市民はそれについて来い、ではないわけですよ。この民主社会ですからね。私は、市が例えば自らの方針や施策を具体化して、それに予算を付けて、それでもなお、まだここに市民のために予算を付けるだけのお金があるじゃないですかと、そういうようなことを見付け、それを声を大にして私は証明したいんですね。

でも、そういうことをそうまでしないと、これまで幾多市民要望を上げてきました。ですけれどもめったに、なかなか良いことですので早急に検討し、実現に向かって頑張ります、なんて言う答弁はめったに聞いたことがない。大体は、考えておりません、検討します、が良いくらいですかね。大体、今、水上部長から出ました「考えておりません」というのがありました。そういうことになると、なら、市が考えている構想、施策というものを2次総に沿って具体的に、例えば学校教育なら、今度はソフト面でこういうところに力を入れます、あるいは老人福祉なら、こういう面に、こういうソフト面に今度は予算を充当するべく、そのためにお金を一生懸命切り詰めているんですというような、そういう方向性が知りたいんですね。それが無いからこちらは、じゃあ一生懸命ソフト面でこういう要望があるからそれを実現してくれって言うけれども、考えておりません、厳しいのでそれはできません、ということではね、からすべりばかりで、やはりこういうことをテレビなどで見ておられる、あるいは傍聴されている市民の方々も、議会で一体何をやっているのかな、むなしいなって思っちゃうと思うんですね。だから、ただその財政の危機感だけが市民に伝わっていく。一方では、やるべきことをやらずに基金をどんどん貯める、というようなそういう市の姿しか市民に見えなくなれば、本当に町は疲弊していくと思うんですね。気持ちがなえていってしまうのですよ。市民感情も行政から離れてしまいます。もっともっと市民の願いに応える行政らしい、行政にしてほしいと思うので、分析した、検証した結果は分かりましたが、それにどういふ政策を、方針を乗せていくんですかと、そこが聞きたいわけですよ。

例えば具体的に言いますと、昨日、洞口議員の質問の中でも国の地方創生の話で、国でさえ灯油券の購入、それに対してお金を出そうという、そういうことも考えているという発言がありました。私はずっと、ほかの議員も言っていましたけれども、福祉灯油券のことをずっと言っていますよ。今日なんかとても寒いじゃないですか。路面は凍っていましたよ。この飛騨市の年金の少ない高齢者世帯あるいは一人暮らしのお年寄り、この冬はどんな冬を過ごすんだろうと思ったら、私は本当に気が気ではありません。そういうところに係る、たかだか1,000か2,000万円くらいの予算がどうやって作れないのかと思っちゃうからですよ。そういうような細かいことだけじゃなくてもいいんですけれども、つまり老人福祉に今度はソフト面に重点的にやりますというような、そういう方向性が見えればいいなと思うんです。こういう私の意見に対して、どう思われますか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えをさせていただきます。籠山議員がご指摘のように、例えば灯油券のお話とかいろいろな提案をされてみえますが、確かにそうしたことにつきましてお応えをしていないということは事実だというふうに思っております。現在、老人施策を行う上で灯油券を配ればいいことは当然のことなのでありますが、福祉施策として、じゃあ、そういうものをただ単に交付するだけが老人施策なのかというところにつきましては、籠山議員と考え方が異なっているというふうに思っております。

それから、あたかも井上市政になりまして何事もやっていない、ただただお金を積み立ててみえるかのような、そのような発言に聞こえるわけですが、例えば先ほど教育の話がございました。井上市長になりまして支援員も増やさせていただきました。また、スーパー少人数学級のように学力向上に向けた取り組みも行っております。学校設備につきましても十分配慮をさせていただいております。また、福祉施策につきましても予防ワクチンをはじめとした福祉施策、個別に見ていただきますといろいろな取り組みを行っているわけですが、ただただ籠山議員からご提案に灯油券についてはお応えをしていないというだけでございまして、それが全ての施策の中で市民からの要望に答えていないということではないというふうに思っております。先ほど薬草の話がございましたけれども、そうした地域おこしで新しく生じた芽については、これが実現するように市としても十分取り組んでいますし、再三申し上げますが河合町のほうで地域振興のために「トビムシ」といった会社に入らせていただいて地域振興策を考えたり、また、ふるさと応援隊のような人員を配置して、それぞれの所に予算を配分しているというふうに思っています。したがって、個別の事業につきまして議員の考え方と井上市長の考え方の中に多少差があることは現実かと思えますけれども、それをもって井上市政はお金を貯めるだけで何もしていないというようなご指摘には当たらないというふうに思っております。

○17番（籠山恵美子）

私が福祉灯油券のことを言ったからといって、それに矮小化^{わいしょうか}して細かいことの議論をするつもりはないんですよ。大きな柱が見たいということですからね。そういう細かいことは当然ですよ、行政は日々福祉の向上に努めるのが地方自治体の本旨なんですから。そういうふうに法律に書かれてあるんですから。やっていないわけではないですよ。だけれども、じゃあなぜ財政が厳しい厳しいとって、例えば24年度決算でも十数億の黒字が出るんですか。58億も財政調整基金がたまるんですか。もっとやれることいっぱいあると思うんですよ。だけれども、いずれこれから厳しくなると、合併特例が切れたときに厳しくなるからそのための貯金だという言い方もありますし、じゃあ厳しくなっても市民が苦しまないように蓄えているんだったら、それはそのときになったらこういうものに使います、こうやって皆さんの生活を安定させますという柱を示してほしいんですね。それが無いから、私のこの質問は次の質問にもつながっていくんですけれど

も、それがないので本当に市民は随分不安がっていると思います。これからもぜひ考えてもらいたいと思ひまして、次に移ります。

二つ目は、学校図書館の充実のために質問したいと思ひます。飛騨市教育委員会は、学校図書館整備5カ年計画をどう生かしているのか。これを伺いたいと思ひます。

文部科学省がホームページで公表している「学校図書館の現状に関する調査結果」というものなどを見ますと、2005年ごろの調査からここ10年ほどで、公立の小・中学校の学校司書の配置が急激に増えていることが分かります。小学校では16.2ポイント、中学校では14.2ポイント増えています。

このように学校司書の配置が増えてきた背景としましては、まず、学校図書館には「人」、つまり「専任職員」が必要と訴えてきた全国的な市民のお母さんたちによる学校図書館充実運動もありますし、それに応えてきた自治体の努力もあるということでした。この10年間、子供たちの学びや育ちに誰もが危機感を抱いています。いじめ、そしていじめによる自殺、殺傷事件、私たちの記憶に鮮明なのは2004年に長崎県で起きた同級生を殺害するという、子供が加害者になる痛ましい事件です。長崎県では今年7月にも同様の事件が起きておりまして、命の大切さなどを子供たちにどう伝えていくべきか、みんなで真剣に向き合い考えることが今求められています。

そうした中で、たくさんの本に触れ心の整理をする、また真に豊かな想像力を育む学校図書館があらためて注目されてきたというわけです。それとともに文科省の施策も大きく関わってきておりまして、2011年から実施されている新しい学習指導要領での読解力の向上、言語活動の充実、これらを図るために学校図書館の活用が強く求められてきています。国は、2007年度からの「学校図書館図書整備5カ年計画」に続いて、2011年からの5カ年計画ではさらに地方自治体への財政措置を拡充させています。

一つ目に、飛騨市の各小・中学校は、学校図書館図書標準を達成しているのか伺いたいと思ひます。学校図書館の本の数は、自治体にお金があるから本をたくさん購入できるとか、あるいは市長や教育長のさじ加減で決まるものではありません。全国統一の基準がありまして、その冊数は学級数で決まり、それが図書標準と言われています。飛騨市には6つの小学校と3つの中学校がありますが、各学校の図書冊数は図書標準に照らしてどのような状況でしょうか、説明いただきたいと思ひます。

二つ目には、今年6月、学校図書館法が改正されました。選任、専門、正規の学校司書を置くこととなりました。飛騨市はどのように尽力しているか伺います。

国会では今年6月、衆参両院で全会一致で学校図書館法の改正案が可決、成立いたしました。この改正法は、学校に司書教諭のほか専ら学校図書館の職務に従事する職員、これを学校司書と言いますが、その職員を置くよう努めなければならないとする規定を盛り込みました。そして、国は学校司書の資格、養成のあり方を検討し、必要な措置を講ずるといふふうになりました。

ですけれども、その国の内訳というのは、1週あたり30時間勤務する職員を、おお

むね2校に1名程度配置することが可能な規模を措置するというようになっておりまして、施策としてはちょっと不十分さが残りますけれども、それでも今まで学校司書がいなかった学校図書館に正規の学校司書が配置され、それぞれの学校で子供たちや教師に日常的に資料提供を行い、授業での実践を深めるなど「学校図書館も一つの図書館である」という定義で活性化した学校が増えてきたということです。現に、1校に1名の学校司書を継続的に配置している岡山県岡山市の事例では、昼休みや放課後はもちろんのこと、10分しかない休み時間でも学校司書が対応できるために、岡山市と全国の学校図書館を比較しましたところ、1カ月に読んだ本の冊数が小・中どの学年も全国平均を上回る良い結果が出ていたということでした。

さて、わが飛騨市ですけれども、改正学校図書館法に沿った正規の学校司書の配置をどのように行っているのか伺いたいと思います。

三つ目は、国はこのように学校図書館の充実のために5カ年計画を継続しながら、地方財政への交付税措置を行っています。つまり、国から飛騨市に入る普通交付税の中に、明らかに学校図書館のさらなる充実のために使うべき財源が、毎年ちゃんと入っているということですね。飛騨市の場合、学校図書館に関するこの措置額というのは、いくら交付されているのか。それをどのように活用しているのか具体的に伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

議員が申し上げられましたように、文部科学省は図書館教育の充実を図るために「学校図書館整備5カ年計画」として、平成24年度から5年間で学校図書館図書標準の達成、それから学校図書館担当職員としての学校司書の配置などを示しています。

飛騨市の各学校も、図書館教育の充実は今日的重要課題として認識し「進んで図書館を利用して本に親しみ、自分の心に話しかける力を育てます」の図書館教育の重点に基づいて、子供たちに読書の習慣を身に付けさせ、確かな学力や豊かな人間性を育む拠点としての充実に努めているところです。

それでは、飛騨市の学校図書館に関わっての実情について、ご質問の3点について答弁させていただきます。

まず1点目の、飛騨市各小中学校の図書館図書標準の達成状況ですが、平成5年3月29日付、文部省初等中等教育局長よりの通知に基づき、毎年計画的に標準に定められた蔵書冊数を満たすべく、その整備に努めてまいりました。

その結果、平成25年度におきましては、市内小中学校の学校図書館すべてが標準の蔵書冊数を上回っています。標準に対して蔵書で述べさせていただきます。古川小学校10,960冊に対して12,695冊、古川西小学校8,760冊に対して10,172冊、河合小学校5,560冊に対し7,842冊、宮川小学校4,040冊に対し

7, 669冊、神岡小学校9, 160冊に対し12, 815冊、古川中学校13, 600冊に対し20, 038冊、神岡中学校9, 600冊に対し11, 813冊、山之村小中学校合わせますが、7, 800冊に対し9, 877冊という実態です。

今後も厳しい財政状況でありますけれども、さまざまな社会環境の変化から読書離れ、それから活字離れが進んでいるからこそその図書館教育の充実を期して、子供たちの豊かな学びにつながるよう整備を進めていく所存です。

2点目、学校図書館法改正による学校司書の配置についての飛騨市の取り組みについてお答えします。

議員が申されましたとおり、改正学校図書館法において第6条が新設され、そこに「学校図書館の職務に従事する職員（学校司書）を置くよう努めなければならない」と明記されました。ただし、学校司書を常勤、非常勤のいずれで任用するかは、地方公共団体の判断に委ねると示されております。

このことに照らし合わせての現状ですが、飛騨市では法改正の随分前から、小中学校すべての学校図書館に臨時職員としての学校司書「図書整理員」を配置しています。本年度の国の調査では、学校司書を配置していない市区町村は42.8%という結果が報告されていますので、いろいろな見方はありますが、飛騨市の学校図書館の整備は、現在の段階では充実しつつあるというふうに認識しております。

なお、学校司書の職務は図書の整理のみならず、教員の図書館主任との協力、連携によって、子供たちに読書の楽しさを味わわせる工夫や、調べ学習の指導援助などを行ったりするなど、本と子供たちを直接的に結ぶ重要な役割を果たしております。

この役割を考えると、司書のさらなる資質向上を図ることは必要不可欠です。本年度は、その資質向上を目指し、市教育研究所事業による図書整理員研修会として「学校図書館の運営・管理のあり方」、それから「児童生徒に対する指導のあり方」についての内容で2回の研修会を実施しました。

今後も学校司書が継続かつ安定して職務に従事し、図書館教育の充実に資することができるよう、その資質の向上を図りながら学校図書館の環境整備に努めてまいります。

3点目、学校図書館充実のための交付税措置ですが、財政課に確認したところ、平成26年度の学校図書費に関わる普通交付税基準財政需要額の合計は、約1,070万円でした。対して学校図書館に係る平成26年度予算は、図書購入費に560万円、図書整理員賃金に509万円の合計1,069万円を計上しており、基準額どおりの措置をしております。

また、これらの活用については、最初に述べましたように図書館教育の重点「進んで図書館を利用して本に親しみ、自分の心に話しかける力を育てます」を具現するため、子供が読みたい本がいつでも読めるよう、計画的に図書整備を行っています。そして、学校司書がそれぞれ自信を持って、学校図書館の管理運営や児童生徒の教育活動に取り組めるよう、研修会等の体制づくりについても述べましたとおりです。

以上、飛騨市の将来を担う子供たちの確かな学力や豊かな人間性を育てていくために、限られた予算額の中においても学校図書館のハード、ソフト面の両面からの計画的な充実を図ることの重要性を認識して、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○17番（籠山恵美子）

図書の本の冊数が十分に満たされているということは本当に一安心です。そういう形で、たくさん本に子供たちが触れ合ってもらえたらと思います。やはり私も本が大好きでして、忘れられない思い出があるんですけども、小学校2年生のときにやはり図書室の先生に薦められた本を読みまして、それはヴィクトル・ユゴーの「ああ無情」という本だったんですけども、それを読みまして、その夜は泣きに泣いて泣きつくして夕飯も食べずに部屋に閉じこもっていたことがありました。今思えば、その先生はなぜ私を見てそれを薦めたのか分かりませんけれどもね。もしかして、私がこうやって今長く議員をやっているのも、あれが原点だったかななんて思ったりします。つまり、やはりあの作品というのは、私が生まれて初めて社会の不条理をあの本で知り、それからまた勇気と深い慈悲ですね、そういうものがあの本に全面にありましたから、そういうのにすごく触発されて、もう感動でいっぱいになったのではないかなと思いますけれども、そういう子供たちの本の出会いってものすごく大事ですよ。人生を左右しかねないほど大きな影響力があるので、このペースでぜひとも、もう十分だと言わずに、毎年ちゃんと交付金でお金が入ってくるのですから、これには更新する冊数にもお金が入っていますからね。新しいものを買うだけではなくて、古くなったのは新しいきれいなのに変えるということの予算も付いていますので、ぜひその辺も十分に子供たちにお金を使ってもらいたいと思います。

図書司書のことなんですけれども、国からくる交付金は十分全額来るわけではないですから人件費としては、2校に1校当たり1人分くらいの予算は国では出しますよと。あと足りない分は地方自治体で持って、正規の図書司書を雇用しなさいということなんです。今、臨時の先生たちも一生懸命やっておられるでしょうから、それはそれで大変ありがたいことですが、問題はやはり学校司書の先生が臨時ですと、8時間まるまる働きませんよね。朝来て、せいぜい学校の支援員さんと同じかだと思いますけど、3時か4時くらいには臨時ですから帰らなければならない。そうすると、本当はその時間から先生たちと職員室やなんかで打ち合わせをしたい、あるいはこんなことでいろいろ語りたい、研究したいと思っても、そこにはもう帰らなければならない。ということで、大変そこに悔しさと矛盾を感じているという司書の先生がおられます。それはもう全国的にそういう問題も起きています。ですから、それをきちんと市の予算で正規で雇用しますと、職員の一員として配置されますから、いろんな研究ができる、先生と打ち合わせができる。中学校なんかは部活で先生が放課後すぐ部活に入ってしまうから、なかなかそういう学校図書について打ち合わせすることは本当に困難だということですので、

ぜひ一度には言いませんけれども、2年計画でも3年計画でもいいんですが、ちゃんと国はお金をくれるわけですから、それに上乘せをして、きちんと正規で学校司書を雇ったらいかがかと思いますが、その辺のお考えはどうでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

議員がおっしゃるとおりで、勤務時間から考えても、先ほど週に30時間ということがありましたけれども、若干それに満たないところもあります。ただ何よりも大事なことは、子供たちにとってどういう働きかけをするかということが大事ですので、前向きに考えていかなければいけないこととして検討したいと思っております。

○17番（籠山恵美子）

白川副市長に、予算を付ける側ですからお聞きしたいと思いますが、今こう縷々述べたように、きちんと必要なものは国も支援してくれているというこの学校司書の配置について、どうですか、何年か計画できちんと正規の学校司書を配置するように、法律がそのように変わったんですからね。今までは、1997年のころの改正では、当分の間は正規を置かないでもいいということができるというような条文でしたが、今はそうではありません。国会で法律を変えたんですから。ですから、それは地方自治体がしっかりと国の法律に沿って整備しなければならない。その辺の予算を付ける意思はありますか。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えをさせていただきます。市長は常々、子供は飛騨市の宝だということを申しております。そういうその意味の中で、教育につきまして十分手当をするという考え方を持っているというふうに認識をいたしております。ただ、学校図書の職員につきまして、すぐやるか、やらないか、につきましては、担当のほうとも十分相談をさせていただきますが、市長の基本的な考え方としてはそうしたことがあるということは、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、籠山議員のご指摘の中で、1点だけ思いと違うところがありますので訂正をさせていただきますが、普通交付税につきまして1,070万円の額が交付税の中に算定をされていることはそのとおりでございますが、そのところ以外のところから財源を持ってくるというような指摘をされましたが、地方交付税の算定というのは、すべての行政経費につきまして算定をしたものから、入ってきた税金を差し引くものでございます。したがって、普通交付税は、すべての費目につきまして、それぞれ必要な経費が算定をしてあるわけでございます。したがって、1,070万円につきましては、計算方法としまして学校図書の充実のためにあるわけでございますが、それ以外の経費についても全部理由が付けられているというわけでございます。ほかのところから持ってくるということは、例えば道路橋梁費で道路の管理費用のほうから国が算定した

もの以上に使わずに、そこで余らかして学校教育に持ってこなければいけないということになっているということだけは、訂正をさせていただきたいと思いますのでお願いをいたします。

○17番（籠山恵美子）

基準財政需要額の中で算定されまして、飛騨市ではこれだけの学校があるんだから、学級数があるんだから、司書にはこれだけの経費がいるだろうということやってるのが、それを見立てまして、それで入ってくる税収とその差額、足りない分を交付税でくれるわけですね。だから、例えば2校に1校分のお金しか国は支援してくれないんですから、あとはどうするかは入ってきた普通交付税で飛騨市がどういう姿勢を見せるかですね。それは一緒ですね、考え方は。はい、分かりました。3番目に移りたいと思います。

食育と学校教育の充実のために質問したいと思います。地場農産物をもっと学校給食に活用できるよう、材料の一次加工施設の設置を求めたいと思います。

先日の総務委員会とU・Iターンの市民の方々との意見交換会では、貴重な意見がさまざま出されました。例えば、新規就農者などの希望であり、持続可能な経営の一助となり得る一つ、それが農産物の一次加工施設であります。これを学校給食に生かすことは、さらに安心安全な食育に最適になりますし、六次加工産業に道を開くことにもなるということで、ぜひ実現していただきたいと思います。

とはいっても、学校給食に多くの地元農産物を活用するときに、やはりセンターの方々が言うのは、そのネックになる、障害となるのが大きさのばらつきとか、あるいは下処理の手間のようなのです。

昨年、高山市議会の総務委員会の議員数名の方を私案内しまして、古川国府給食センターを視察したことがありました。そのときに、高山市でも学校給食に地場産物をもっと使いたいという話題になりました。そこで出たのが、下処理をしてパッキングするまでをこなす一次加工施設があればいいのではないかという話題です。そして、センターのスタッフからも、その手間が省けるなら、そして衛生面を考えてもセンターとしても地元農産物をもっと給食に生かせるという話でした。

高山市と広域的に進めることも十分可能だと思うんですね。そして若い新規就農者の冬の期間、冬期間の雇用の場にもなると思います。ぜひ、この構想を具現化すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

そして二つ目には、学校給食の無料化を進めていただきたいという質問です。

景気低迷など経済の影響から、せめて子供たちの学校生活を守ってやりたいと、大人なら誰でも思うでしょう。そのためには、やはり保護者負担を行政が軽減してやる、そして無くしてやる、これが重要です。

今年4月から消費税が8%に増税されたため、また円安の影響なども重なり物価は次々と跳ね上がり、家計はますます苦しく、子育て世代は生活自体が大変になってきて

います。この3月の新年度予算の議会での教育委員会の説明でも、小中学校の就学援助を受ける子供たちが年々増えているということでした。これが実態なんですね。そういう中で、給食費の負担を軽減してやることは、子育て世代への大きな支援になることは間違いありません。

私のところへ、このような投書がありました。「少子化を役所はいつも言うのだけれども、そして家庭に子供が3人もいるとやたら褒められたりするのだけれど、どれだけ子育てにお金がかかっているか分からないで、周りは気軽に褒める。少子化対策というなら、実態をよく見て、よく考えてほしい」と、こういうような内容でした。この方の言うとおりでと思うんですね。この方だけではないと思うのです、こういう思いを持っておられる子育て世代の方々は。

私は以前、高齢者の問題でも言いましたけれども、行政が何か制度を新たに作ることでだけが施策の充実ではありません。市民の今ある負担を減らして、みんなの税金でその分を補う、こういうことも大事でありまして、これこそが地域社会で子供を育てる立派な施策なんだと思うんですね。

そういう観点で今、全国各地で学校給食の無料化が進みつつあります。義務教育は本来無償であります。ですから、給食の無料化は学校給食法に抵触するものではないことも文部科学省の回答で証明されています。ですから、学校給食無料化が広がっている、そういうゆえんだらうと思います。

どのような家庭環境の子供でも安心して学校生活ができるよう、また少子化対策、子育て支援の観点から、学校給食の無料化に飛騨市も踏み出すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか、伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、籠山議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。1点目につきましては農林部の関係がございますので、一次加工につきましては農林部、2点目の学校給食につきましては教育委員会所管でありますので、そちらの立場で話をさせていただきます。

それでは1点目、地場農産物をもっと学校給食に活用できるよう、材料の一次加工施設の検討を求めます。

地場農産物の学校給食への活用については、各給食施設の設備状況や調理時間、納入先農家の収穫状況を勘案し、可能な限り行っております。

学校給食に限らず、今年度からは保育園給食への地場農産物の活用を広げ、古川町の直売施設を運営する三寺めぐり朝市、こちらがさくら保育園に、河合保育園には地元農家が組織化されました「まめな会」から納品が開始されております。これ以外にも、従

前より神岡町の直売施設の神岡朝市クラブ、山之村牧場、谷宮農組合、田中養魚場、黒内果樹園、飛騨中野教育ファームなどからも、献立に応じて納入がされており、さらに県内食材の活用には、種類によりまして県、JA中央会ならびに市の負担によります定額の補助単価を行っております。当然でございますが、市内産の食材につきましても対象となっております。

学校給食は毎日違う献立で調理し、使用する食材も調味料や米以外は、基本的には当日入荷をいたします。保存施設、これは施設には持っておりません。一つの食材を定期的に大量に購入することがありませんし、できません。したがって、一般的な加工場のように同種の野菜を毎日大量に加工しても、学校給食調理場でその全量を使用することはございません。

また、給食食材として使用する場合は、種類によっては相当量が必要となり、使用日までに応分の収穫がなければ食材が不足する事態も生じるため、使用日の1カ月前以上から複数の農家に収穫を調整していただく必要があります。さらに、学校給食施設は夏、冬、春休み、こちらの長期停止期間があるため、必然的に加工施設も通年で稼働することはできません。

議員ご提案の六次加工産業は、給食活用に限らず加工野菜の通年での流通化であると推察いたしますが、当市の^{そさい}野菜はトマト、ホウレンソウを主力に、市場へ高品質のものを安定供給していることで消費者の信頼を得て流通しており、加工野菜に取り組むためには相当な体制作りが必要になると思われまます。また、加工野菜は販路によっては相当の収穫量が必要となり、相当規模の農家グループにより計画性を持って収穫しなければならず、冬期の農産物の確保、こちらも課題となっております。

以上のような状況から、現時点では行政による学校給食施設用の一次加工施設、こちらの建設は考えておりませんが、今後、地元農家や民間主導で加工野菜の取り組みが検討されてくれば、子供たちに旬の食材を提供するため積極的に協力をしていきたいと考えております。

続きまして、2点目の学校給食の無料化を進めていただきたい、でございます。学校給食法では、第11条第2項関係、経費の関係でございますが、こちらに学校給食費に関することが記載されており、施設および設備に要する経費、運営に関する経費は設置者の負担であり、それ以外は保護者の負担と明記されており、この法令が学校給食費、食材費でございますが、保護者に負担を求める法的な根拠となっております。

議員が挙げられた「無料化は、学校給食法に接触するものでないことも文部科学省の回答で証明されている」これについては、平成20年に木村太郎衆議院議員が、「学校給食の未納問題に対する自治体の対応は様々で、小子化対策・人口減少防止対策として、給食費を無料化する自治体が出てきているが、これについて政府の見解はどうか」と質問したことに対し、文部科学省が、学校給食費を無償にしている地方自治体の一部ながら存在していることについて「児童・生徒の保護者の負担軽減を図るために行われている

るものと認識している」、「学校給食を無償とするか否かは、地域の実情などに応じて、各学校の設置者が判断すべきものである」と考えを示しております。

飛騨市の学校給食の負担金の現状でございますが、市内小中学校児童生徒2,250人余りに給食を提供し、小学校児童生徒1食当たり252円、年47,900円、中学校生徒1食当たり290円、55,100円を保護者の負担としていただいております。未納の方につきましては、保護者の方と相談によりまして無理のない範囲で計画的な分納が行われております。また、経済的に保護者支援を必要とする児童生徒については、生活保護制度による教育扶助、就学援助制度の利用を奨励し、学用品、通学用品の購入費補助、修学旅行費および校外活動費補助、給食費補助などにより、学校生活に支障のないよう就学の支援を行っております。

給食費につきましては、本年4月の消費税5%から8%への増税に対して保護者の経済的負担の増につなげないため値上げは行わず、内部努力によりまして据え置きとしております。

平成25年度の給食費特別会計決算では、古川国府給食センターで1億2,000万円弱、河合、神岡、山之村、こちらの給食センターで3,800万円弱の計1億5,800万円余りの賄材料費、これを給食費負担金として収入し、支出をしております。無償化となりますと、今申し上げました1億5,800万円余り、こちらが毎年の支出という形になってまいります。無償化を現実のものにするためには、国より何らかの支援が示されない限り、長期的施策として実行することは困難と考えます。

市としては、保護者の方に応分の負担をしていただくという学校給食法の考えに基づき、これまでどおり学校給食費の保護者負担を継続していきたいと考えております。

各給食センターにおいても、「安全・安心」これを前提といたしました、おいしい給食提供に今後も継続して努力を行いますので、ご理解をお願いいたします。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○17番（籠山恵美子）

1番目の加工施設については、なかなか難しそうな答弁でしたけれども、あとはいろんな角度からこの問題も考えるということが大事だなと思うんですね。農業の、要するに新規就農者をいっぱい募集していても、その人たちが持続可能な農業を飛騨市でやっていけるか、では、その人たちをどうやって支えていけばいいのか、それと学校給食をドッキングさせてこういう加工施設という発想もありますし、それから先ほど局長がおっしゃったように、民間主導でというそういう動きがあれば協力したいということでしたけれども、大事な民間主導、民間でやりたいと思っても資金がない、それが一番ネックですよ、やはり。ですから、そういう意欲がある、あるいはそういう構想を持っている民間の方たちがいたときに、じゃあ飛騨市はこの部分の財政は飛騨市が持ちましようというようなやり取りがこれから起きてくれば良いなと思いますので、そういう人たちとのこれからもパイプをちゃんと持ってほしいなと思います。

二つ目の学校給食の無料化のことですけれども、今、石腰局長がおっしゃったように、確かに学校給食法では経費の負担区分は定めていますけれども、でもこれは文部科学省が回答したのでは、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減（負担なしも含む）することは可能とされている、という回答がありまして、この解釈というのは学校給食執務ハンドブックの質疑応答の中の、学校給食の保護者負担の中の説明にもちゃんとあるということでしたので、これは法律違反だ、無料化にはならないということではない、ということはお互いに認識したと思います。

ただ、今、少子化、少子化と市も言いますし、じゃあ少子化対策、どういうことが一番求められていて、あるいは一番より効果があるのかというのを考えてきたときに、私はやはり子育て中の方々の生活ぶりを見たときに本当に大変だと思うんですね。昨日、忙しくやっていただいて本当に申し訳なかったですけれども、教育委員会でモデルケースの数字を作ってもらいましたね。それによりますと、義務教育は無償と言いつつ実際今、全国日本の学校というのは、小中学校は、学級費も取りますし、生徒会費も取ります。PTA会費も取ります。それが例えば小学校1年生、小学校6年生、中学校2年生、3人子供がいる家庭、これをモデルケースで試算してもらいましたら、無償と言いつつこの学級費、PTA会費、教材費だけで年に4万5,228円もかかっているんですね。そのほかに部活費です。月何千円かの部活費、中学校は必要です。それと小学校6年生と、中学校3年生は、修学旅行のときに小学生で3、4万、中学3年生のときに2泊3日6万から7万円、こういう負担がかかってくるということです。子供がこれだけいるんだから、お父さんの扶養家族でいようと、お母さんが臨時、パートで働くとなると本当に収入が少ないわけですね。103万か8万程度に自分の収入を抑えないと扶養家族になることができません。本当に苦しい状態なのです。そういう子育て支援策として、そしてもっともっと安心して子供を産み育ててもらうために、広くそういう世代の人たちに恩恵を与えるというか、支援してやることができるのは何かと考えたときに、やはり学校給食を無料にしてやる、こういう方法が全国各地で生み出されたんだと思うんですね。そういう意味では、飛騨市も十分これから考えていただきたいと。少子化対策、じゃあほかにこれだというような、何か画期的な方策を考えておられるんですしたら副市長、ぜひ伺いたいと思います。

◎議長（菅沼明彦）

正午を過ぎましたが、このまま本会議を続けます。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

お答えをさせていただきます。この件につきましては、昨日の答弁でも申し上げましたように、現在、少子化対策の基本計画を策定中でございます。この中の重要な課題の一つとしましては、子育て世代の育成、また定住という課題を掲げていますので、その中での答えというふうにさせていただきます。

○17番（籠山恵美子）

こういうことが1番目の飛驒市の長期財政の見通しをどういうふうにかけて、何をやるんだという柱につながっていくんですね。つまり、これ無償にしたら1億5,800万ほどかかると、毎年、ということでした。そのお金が出せないかということです。ここ近年、飛驒市は毎年10億円前後、以上ですね、の黒字を出しています。そして、その黒字の半分弱を基金に積み立てる、全額ではないですからね。その積立で58億円も、家庭で言う普通預金を持っている、使わない。特別会計合わせたら133億円の貯金を持っているんですよ、飛驒市は。そういうところを少しずつ取り崩して、子育て支援の予算を生み出せば、学校給食の無料化なんか簡単ですよ。あとはやる気だけです。そして現場、その子育て世代の生活をどのように見ているか、どのように見守ろうとしているか、これに尽きるような気がします。私はぜひ、教育委員会の皆さんもそうだけれども、市の職員の皆さんも町に出て行ってほしいと思います。質問終わります。

〔17番 籠山恵美子 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に15番、山下博文君。

〔15番 山下博文 登壇〕

○15番（山下博文）

それでは、早速質問に入ります。

神岡町では、9月27日に飛驒市民病院を守る会の講演会が行われました。現在、この守る会の会員は団体も入れまして約1,000名という、かなり多くの皆さんが参加をされておりますが、これは市民の皆さん、地域医療の大切さ、地域医療を守ろうとする意志の表れだというふうに思っております。そして、黒木院長先生が主催の市民病院の病院祭が開催されました。これも毎年行われているものであります。この守る会、病院祭は、常勤医師の本音の声、真の声を聞かせてもらえる、そういう貴重な場であります。私は毎回、この両方の会合に出席をしてきました。私は今議会で、この常勤医師の心の叫びといいますか、これをあえて理事者やそれから議員の皆さんに聞いてもらいたいと、そういう思いで今回一般質問に取り上げさせてもらいました。それでは、質問に入ります。市民病院祭からの教訓ということでもあります。

市民病院による第4回の病院祭が、神通川プロジェクト、病院を守る会の協力で11月15日に市民の健康増進、市民病院への理解を深めてもらおうと、神岡公民館で開催されました。今回は医療機関だけではなく、大学や福祉、介護など多くの専門職や、地域の人々が連携をし、総合的に患者の生活を支える地域包括ケアなどについて考えました。会場には神岡、それから上宝の住民の方が多く参加されておりました。

開会に当たりまして黒木院長は、今回のテーマである「つながり合う地域医療を目指して～住民、病院、そして大学」と市民病院の現状を詳しく説明されました。高齢化社会を迎え住民の健康を守ることが非常に困難になり、まちづくりから根本的に体制づくりをしないと乗り切れない時代となってきたと。今回は住み慣れた地域で、いかにいつまでも生き生きと生きて暮らしていくということを皆さんと一緒に考えたいというご挨拶をされました。そしてそのあと、今年度から富山大学や高山赤十字病院だけでなく、初期研修医を名古屋や大垣市民病院からも10人を受け入れると報告がありました。そして、19人の受け入れで現場の力といいますか、現場力が向上したことも説明をされました。

この病院祭に招待されました、南砺市の前病院長でありました南真司先生の講演もありました。この中で誰もが他人の世話になって死ぬ、自分はどこでどう死にたいかを常に考え、それを家族や関係者に伝えておいてほしい、地域が抱える課題をみんなで共有し、それぞれ自分のこととして考え苦楽をともにすればいいのではないかというご意見が述べられております。その講演の最後に先生は、病院を守る会の皆さんの活動は市民病院の宝であり、地域の宝だと力説されました。この前病院長の一言は、人々に大変深い感動と感銘を与えたと思います。

そこで、質問であります。以下、1番から4番について質問いたしますが、これは私が聞いているのではなく、現場の対談があったんですよね、先生とそれから黒木先生が司会をやって、ほか先生方と対談というコーナーがありました。そのコーナーで述べられた先生のご意見であります。そのことについてどうかという質問であります。

一つは、とにかく医師不足である。過労で倒れたら病院は終わるかもしれないと思った。これは40歳の内科医の先生であります。一番働き盛りの先生がこういうことを述べられております。早急に医師を確保してほしい。

二つ目ですが、在宅医療などこういう国の方針が進めない。なぜか。看護師が不足している、介護補助の不足が深刻だ。そして、介護士の高齢化も進んでいる。これは介護士さん、2回もお願いしているわけです。退職されてから再度お願いしているわけですから、当然高齢化も進んでいく。入院患者の受け入れにも支障をきたす。看護師部長さんが述べられております。

それから三つ目ですが、想像以上に医師が多忙だと。この状況を見ると腰が引けてしまう。これは研修医の、20代の非常に若い研修医の女医さんでありました。述べられたのは、自分が思った以上に先生の多忙さを見て、もうこれはどうにもならん、どうも

ならんというのか、腰が引けると言いますか、平たく言えば逃げていくと。そういう状況になったんだということですが、ただ、神岡に2度来た。それは非常に神岡の人たちの人情というものが熱いし、食事も良い、そして自然環境も良いということで、私は2度来たんだというお話しでありました。

それから4つ目ですが、医療事務職は担当者がころころ変わるのはやめてもらいたい。そういう変わるのではなく、人を固定してほしいということでありました。病院は特に専門知識が求められるというお話しでありました。

これが現場の先生方の切実な声であります。よく聞いていただきたいと思います。病院を飛騨市が経営をしているわけですから、飛騨市はこの先生方の切なる願いを応えていかねばならないのではないかと思います。また、南先生からは「今日は市議員は何人来ているんだ」というお話もありました。常に市議員たるもの議会の現場の声を聞き、あるいは病院の経営状況、そういうものを常に議員として認識してほしいということも付け加えられたところがございます。以上、4点について質問いたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔病院管理室長 川上清秋 登壇〕

□病院管理室長（川上清秋）

それでは、山下議員の質問にお答えをさせていただきます。飛騨市民病院祭からの教訓、対談コーナーで出された市民病院の課題について4点質問をいただきました。

まず1点目でございますが、とにかく医師不足である。過労で倒れたら病院は終わりかもしれないと思った。早急に医師確保に取り組みたいという質問でございます。この質問につきましては、内科医長が発言された内容でございます。

医師確保に向けた取り組みとしては、県庁へ出向いた折には、市長からは、岐阜県知事、副知事をはじめ、岐阜県健康福祉部長や次長、医療整備課等関係各所、飛騨市と関係のある病院、自衛隊医療関係部署等へ医師の紹介や派遣を継続してお願いをしておりますし、病院長は岐阜方面での会議に出席するときには、岐阜県健康福祉部長はじめ関係部署を訪れ医師派遣の御礼や、引続きの協力依頼を含め医師確保に努めております。会議の折には当院の現状や取り組みを知っていただき、医師の派遣をお願いしております。また、研修協力施設に指定していただいている研修病院への御礼や挨拶についても怠りなく、忙しい中出向いております。

全国的にへき地と言われている地域の病院では、医師確保が非常に厳しい状況です。当院も同じ状況に置かれており、苦慮しているのが現状ですが、岐阜県への医師派遣要望を続ける中で、富山大学への医師派遣要望や、医師確保に向けた「神通川プロジェクト」への補助金の交付など、この地に置かれた病院の実情、必要性を理解いただいております。今年度は、2名の医師派遣をいただき、27年度においても2名派遣の内定をいただいております。内定通知後には、副市長、病院長が健康福祉部長への御礼に

出向いております。

病院としての医師確保対策として、初期臨床研修病院の研修協力施設として指定していただくことで、2年目の研修医の地域医療研修の受け入れに力を入れ、不足する常勤医師のカバーに努めております。ご存じのように、今年度は高山赤十字病院ほか3病院から19人の研修医を受け入れており、常勤医師の負担軽減につながっていますし、常勤医師からも「多くの研修医が来てくれて、大変ではあるが張り合いがある」との意見をいただいております。研修を受けられた研修医への当院での勤務についても積極的に薦めております。

今後の常勤医師確保については、県や大学への派遣要望、飛騨市に関わりのある医師、病院関係者への招聘活動は当然であります。平成28年度から岐阜大学医学部の地域卒業者が初期臨床研修を終え地域配属となってくるため、当院への優先配属についても現在も要望しておりますが、より積極的に要望していく所存です。

山下議員におかれましても、平成23年度には代議士と共に富山大学等への要望活動を行っていただきましたが、引続きの要望活動をいただきますようお願いいたします。

2点目の在宅医療など国の方針ができない。看護師不足、介護補助の不足が深刻だ。介護士の高齢化も進んでいる。入院患者の受け入れにも支障をきたす、の質問でございますが、看護師、介護士不足に対する対策としては、常時募集をかけていますし、有資格者の情報、働いてみたいとの情報を得たときは、その方へ積極的に勧誘しておりますが、なかなか就職までに至らない状況です。

介護職については、これから地域の高齢化が進み、さらに独居老人等が増えることが予想され、老人保健施設や老人ホームなどへの入所が増え、より多くの人員が必要となってきます。全国的に待遇改善が求められていますが、採算を考えると改善は非常に厳しい状況となっております。

在宅医療関係については、今年10月から病床機能として^{あきゅうせい}亜急性病床、これは退院に向けた治療の病床でございますが、廃止となり、地域包括ケア病床という在宅医療に向けた国の施策が始まりました。地域包括ケア病床は、入院患者を在宅医療に向けた病床ですが、この病床基準を満たすためには専属の理学療法士や作業療法士等の配置が必要であることと、入院患者の診療情報を常に国へ報告する義務があるなど現在の職員数では対応することができないため、旧^{あきゅうせい}亜急性病床を一般病床としておりますが、在院日数が増えると診療報酬に関わってくるため、入院調整に苦慮しています。この病床を届け出ることができたとしても、在宅医療が受けられる状況になられて退院されても、高齢化、老人世帯、独居世帯など、生活に困難をきたす患者も多く、また、医師不足から訪問診療に出ることが難しく、併せて看護師も同行しなければならないなど、いずれにしましても人員不足が課題となっております。

名古屋での就職ガイダンスに参加した折に、当院のブースを訪れてくれた愛知県内の看護学生が、当院への就職を希望され、病院見学にも来ていただいております。看護師

等確保のためにはこのようなガイダンスには積極的に参加し、一人でも多くの学生等と面談できるよう努力してまいります。

3点目の研修医からの意見でございます。想像以上に医師が多忙だ。この状況を見ると腰がひけてしまう。神岡へ2度来たのは神岡の人たちの人情は熱いし、食事もおいしい自然が良い、ということでございます。この先生は、学生時代に神岡で行われたセミナーに参加され、神岡の良さを感じていただき、当院での研修を希望されました。先生は、厳しい状況の中で2カ月間の研修を終えられましたが、志望科の診察日に大学からの非常勤医師と同行し、当院での診察を希望されております。厳しい中にも当院の魅力を感じていただけたと思っております。

「神通川プロジェクト」が継続していることから、今後も当院での研修を希望される研修医が出てこれると考えていますし、学生実習がより有意義な実習となるよう町内案内を行うなど、当院の印象付けに努力してまいりますし、一人でも当院の常勤医師として勤務いただくことを希望し、しっかり対応をしております。

なお、この事業は富山大学として当院が初めての実習病院となったことから、事業初年度は毎週学生が実習に来ていましたが、徐々に富山県内での実習病院が増え、今年度は9病院が実習病院となったため、実習学生の受け入れは今年度は12名となっております。

4点目でございます。医療事務職は、担当者がころころ変わるのではなく、人をぜひ固定してほしい。病院は特に専門知識が求められる、についてでございます。どこの公立病院でも、病院事務職員の異動については話題になっております。行政全般の異動となっており、職員の知識の向上には良い異動であると考えていますが、病院側としては、せめて院内での異動にとどめることができれば病院運営についても非常に有利になってくるのではないかと考えていますが、公立病院の宿命かとも考えます。今後、人口減少に伴う病院のあり方についても検討していかなければならないことから、検討課題の一つとして加えていきたいと思っております。

〔病院管理室長 川上清秋 着席〕

○15番（山下博文）

今日は市長がおみえでありませぬので、副市長に理事者を代表して、今大体の雰囲気がかめたとおもいますけれども、先生方の思いに対して率直なご意見をお聞きしたい。

それからもう一つですが、守る会のほうは財政的に大変厳しいんですね。1年前にコピーについては協力しますというのが答弁であったんですが、これを引き続いて延ばしてほしいということで、2点だけお願いします。

△市長職務代理者（副市長 白川修平）

病院の先生方の切実な声につきましては、今回あらためて再認識をさせていただいたところでございます。医師確保につきましては、担当の室長が申しあげましたように、これまでも大学また研究機関、それから過疎地域の医師の派遣ということで県庁を含め

て再三再四要望に伺っているところでございますし、また民間の派遣のコンサルの方にも委託をしましたりして医師確保には努めてきましたが、現実問題として大変厳しい状況にあることはご承知のとおりであります。これらの取り組みにつきましても、来年度以降も引き続きしっかりと動きまして、医師の確保につきましても今後も続けていきたいというふうに思っております。

また、2点目でございますが、支える会の方の活動につきましては大変敬意を表しているところでございます。経費のことにつきましては、発足当時からご相談をさせていただいて、コピー等の援助をということで承っております、こうしたことにつきましても今後とも続けさせていただきたいというふうに思っております。

○15番（山下博文）

市の不断の努力については、我々も十分理解をしております。そして医師確保、看護師さんの確保ということについてやられていることは十分知っておりますが、先ほど来年も、27年も、2名何とかかなりそうという局長のお話しでありましたので、それも期待しながら、やはり日頃の取り組みが大切かなということで、またそこら辺もお願いをしたいと思っております。

それでは2点目に入ります。神岡町江馬区、それから東町区の流雪・側溝水対策であります。

今年も雪のシーズンになりました。「雪またじ・除雪について」の対応については、先般、振興事務所からガイダンスのようなビラが全戸配布されました。しかしながら、これは読めば記載されている内容については、長年この地域に住み、雪またじを進めてきた住民にとってはごく目新しいことではない。普段やっていることではないかなと思っております。

そこで、問題は何かということなのですが、問題は市民ができない、住民がやろうとしてもできないこと、すなわち側溝水の水の確保であります。これは市民がどんなに頑張っても、重機を持って来て掘り返すわけにもいきませんし、できない。これは自治体がやるものであります。振興事務所が冬期前にやっておかねばならない流雪溝、側溝水の水量の点検です。近年市街地では、ボーリングで水量を確保するという画期的な事業を進めております。かなり有効な対策だと思っておりますが、そして効果も出ているということです。ただ、ご覧のように神岡は非常に坂の多い、起伏の多い地域でありますから、このボーリングがどこまで通用するのかということでもあります。

そこで3点について質問をいたしますが、一つは、降雪前に江馬区に、あるいは東町区の側溝水の状況について点検をされたか。その結果、問題はどこにあったのか。それから、高原川の左岸に降り立つと言いますか、立つとですね、非常に側溝からもつたいなくらいの多くの水が川へ流れ込んでおります。江馬、それから東町、坂富、この流雪溝について、これはかなり前から言ったこともあるのですが、なかなか金もかかることでもあり、住民の合意というものもあり必要で、なかなか抜本的なことができていな

いのですが、もうそろそろやる時期ではないかということで、この3点についてお聞きいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

神岡町江馬区、東町区の流雪・側溝水対策についてお答えします。

江馬区、東町区におけます側溝水につきましては、和佐保谷^{わさほだに}を水源として、和佐保地^{わさほ}内にあります折谷^{おりたに}ポンプ場にて取水し、用水の確保を行っております。この用水は、両区以外にも坂富区、殿区、殿本町区を含む地域を流雪用水として送水しているものであります。

1点目の、降雪前に江馬区、東町区の側溝水の状況について点検がなされたか、についてお答えします。

例年、降雪前に側溝水の状況点検を実施しており、今年も11月28日に担当職員が点検を実施しております。点検項目としましては、折谷^{おりたに}ポンプ場の取水ポンプが正常に稼働しているか、流雪溝までの導水路に損傷がないか、分水ゲートが正常に作動するか、流雪溝に雪の閉塞が生じないかといった点検を行いました。併せて、主要地点での水位確認も行いました。

2点目の、その結果、問題点についてどう認識されているか、についてお答えします。

点検の結果としましては、仕切り板の設置箇所で数箇所、ゴミ詰まりが見受けられましたが、そのほかは不具合が見られませんでした。取水ポンプおよび分水ゲートの作動についても良好であり、導水路についても損傷等がないことを確認しており、現在の施設には問題はないと考えております。

しかし、当地区の流雪用水水源の和佐保谷^{わさほだに}では、すべての住宅地の側溝に用水を送る必要水量はなく、また、新たな水源の確保もできないことから、水量の増加が見込めないという問題があることを認識しております。

3点目の、江馬区、東町区、坂富区の流雪溝の抜本的な対策についてお答えします。

水量確保につきましては、旧桜ヶ丘プールを利用しての流雪について検討を行いましたが、防火水利の利用を優先するため、活用ができませんでした。次に、地下水を利用した消雪装置の設置に向け、ボーリング調査等を行なった結果、豊富な水量の地下水源は見つかりませんでした。飛騨市民病院駐車場内に確保できた消雪井戸により、市道の一部に散水消雪設備の整備を実施してまいりました。また、そのほかの雪対策として、急勾配な市道の一部に、電気融雪設備を設置し、当地区の雪対策整備を行なってまいりました。

ここで、高原川への上流部における多くの放流水につきましては、当地区におけます送水が、おおむね4区域への系統となっており、限られた用水を分配していることから

上流部での放流を少なくし下流部へ送ることは難しい状況にあります。

現在、十分な水量の確保が見込めない状況におきましては、平成18年豪雪時に有効であった雪投入時間のローテーションを皆さま方をお願いしているところではありますが、今後も皆さま方のご意見を伺い、現状における問題点や課題を検証しながら、限られた用水を少しでも多く利用できるよう検討してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○15番（山下博文）

今の部長の答弁ですと、点検されたけど、1、2カ所は問題があるにしても、そうたいした問題はなかったということでありまして、今のまま進めれば現状と変わらない状況です。水が来ないので困るので何とかしてくれということを行っているんですよ。そういうことをちゃんと聞いてくださいよ。水が、あの折谷のポンプの水もですね、あれは北電のご厚意で水量を増やしてもらって、そして農業用水の側溝水を盛り上げて、そして水を増やしたという経緯もあるわけです。そういうことを重ねてきているわけですが、それでもなおかつ足りないということなんですよ。一朝一夕でなかなか解決するというような問題ではありませんけれども、何とかしようという気がなければ、それは私は「はい、そうですか」なんてことにはならないと思います。問題はない、江馬区の水、あの平らな所ですね、あれは坂富はあそこの区長さんがちゃんとやってみえて、時間差を付けて、そして時間帯で流して、これがうまくいっているということです。それも、それなりの水があるからできるんです。できないのは江馬と東町なんです。部長、1回見てきてください、東町。私の家のそばです。雪が詰まっていますから。本当にかわいそうなくらい水が流れないんです。さっきも言ったように川へ流れているんです、どーんと。あれ、頭を使って、ちょっと詰まっている所へ回すような、それくらいまでやってもらわないと、それは「分かりましたよ」なんてことにはならないですね。どうですか、もう1回そこら辺の再考をお願いします。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

重々現場のほうも見させていただきまして、月曜日も現場のほうを見てきている状況でございます。それでやはり、十分な水量の確保が見込めないという状況でありますので、その水をどう利用するか、使うかということで現地も見させていただいております。それで、多分今のご質問の話の中には、常時、側溝水というものにつきましては仕切り板で分配できる構造になっておりまして、今の平らの、江馬区も東町区も同じようにそういう構造にはなっておりまして、ただ、やはり冬期流雪溝として使用するときには、どうしても地形的に落差が大きいので水が縦に流れ落ちてきます。水はそれを横引きという形で、今の東区とか江馬区のほうへ持って行っている状況で状況でございますけれども、どうしても雪が入りますと、雪は急にやはり曲がることのできないので、たぶん今雪が降ったときには、今その部分で雪詰まりがあるということで、機能のほうがまひしている状況になっているのではないかなというふうには想像させていただいて

おります。

そういうことで、いかにそこらへんをうまく分配できるかというところを、現地のほうも調査させていただきまして、今言われるとおり、その知恵をやはり絞って、どういうふうにしたら水は流れるんだけれども雪が詰まらないか、というところを検討してまいりたいと考えております。

○15番（山下博文）

再度やってもらえるということですが、10年程前になるとと思いますが、川東側溝対策委員会というものを作ってですね、江馬とかそれから坂富、東町、殿は大体農業用水が回っていますから特に問題にするようなことは私はないと思っているのです。そういう意味で川東地区としての対策委員会を作りました。今、部長が言われたように、もう1回やられるということで一番やってほしいことは、区の役員とも会ってほしいのですよ。ただ、振興事務所の職員は変わりますから、その地域を知らない職員も多いわけです。古川からあそこへ来たって、逆にこっちから古川へ行っても分からないのと同じように。ですから、区の役員が一番分かっているわけですから、区の役員と一緒に回ってもらえればありがたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。それではぜひ、その流雪のことについて期待をしたいと思います。

次に、3点目です。全国の体力測定と飛騨市の子供たちの体力ということです。

文科省が11月29日に、小学校5年生と中学2年生の全員を対象に4月から7月に実施した全国体力テストの結果を公表したということです。

いろいろありますが、要は新聞だけで分かりにくい面がありますので教育長にお聞きしますが、飛騨市の子供たちの体力はどうなんだと、全国的に見て、そういう意味の質問であります。

2番目については、これは野生獣ですから、今年は1年中クマの話があったわけですが、これに対する学校の対応。もう終わっていたと思っていたのですが、おとといか3日ほど前にまた上東雲で桂本神社ですかね、あそこにまた出たという情報がありました。ただ、4時半ころでしたから、見たという情報ですからそのまま信用するわけですが、そういうことで併せて質問いたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

全国学力・学習状況調査の実施によりまして学力が大きく注目され、その向上が教育課題となっております昨今ですけれども、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜くためには、学力だけではなく豊かな人間性、そして健康、体力、すなわち知、徳、体をバランスよく育てていく必要があります。

その意味で、学校教育における体力の向上については、「確かな学力」と「豊かな人間

性」の育成と同等に推進していかなければならないという考えのもとに答弁させていただきます。

まず、児童生徒の体力の実態についてですが、毎年4月、5月に全国調査に応じた内容で実施されるスポーツテストの結果で把握することができます。小学校では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げの8種目、中学校では、小学校のソフトボール投げに換えてハンドボール投げ、そこに持久走が加わっての9種目です。

そこで、ご質問の市の児童生徒の実態ですが、タイミングよく先週の金曜日の夕方、本年度の実施の結果が入りました。平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査としての対象学年、小学校5年生と中学校2年生のデータを述べさせていただきます。

まず体力合計点の平均値で見ますと、小学校男子では、県53.84ポイント、全国53.91ポイントに対して、飛騨市が54.02ポイントで、わずかですが県、全国を上回り、今回全国データとして過去最低となったソフトボール投げにおいては、平均値で全国平均を1m以上上回っております。

また、女子は、県が54.93ポイント、全国55.01ポイントに対して、飛騨市が52.98ポイントで、やや県と全国を下回っております。

次に中学校では、同じように体力合計点の平均値で見て、男子では県が42.82ポイント、全国41.74ポイントに対して、飛騨市は42.28ポイント。女子は、県が49.32ポイント、全国48.66ポイントに対して、飛騨市49.24ポイントで、男女とも県、全国とほぼ同程度の結果です。

種目においての特に顕著なものとして、男子の持久走が県、全国平均値よりも10秒以上早く、極めて持久力に優れていることが分かりました。逆に、握力、長座体前屈が男女ともに弱くて、ここから筋力、柔軟性を付けることが課題として見えてきました。

この課題克服をはじめ、体力、運動能力を高める上で重要なことは、もちろん保育園との連携もありますけれども、小・中学校段階においては弱い面を高めるための意図的な取り組みと、生涯にわたって運動に親しむ基盤づくりが必要です。その中核となるのは、小・中学校で申し上げますと、保健や体育の授業の充実です。各学校には、学年の実態に応じた指導計画とか、あるいは指導方法を改善して、どの子にも運動する喜び、あるいは楽しさを味わわせる授業をより充実することが求められております。

また、授業以外として、小学校においては2時間目と3時間目の休み時間、業間というふうに呼んでいる学校もありますけれども、長めにとって縄跳びとかボール遊び、そういう内容を統一して全校で取り組んでいる学校もありますが、とにかく遊びを通しての体力づくりも極めて重要です。

中学校では、男子生徒の90%が運動部に所属して、ほぼ毎日運動をしている反面、女子生徒の運動部所属は54%で、これは飛騨市です、この実態からも保健体育の授業を通して運動習慣を身に付けることの大切さに気付かせて、生涯にわたって自ら進んで

運動する習慣を身に付ける指導が重要であるというふうに受け止めております。

いずれにしましても、全国学力・学習状況調査と同様に、結果に一喜一憂することなく、全国体力テストの結果をきめ細かく分析し児童生徒の運動に親しむ資質や能力を育て、計画的、継続的に体力の向上を図る取り組みが実践されるよう、学校への指導、支援、見届けに努めていく所存です。

なお、飛騨市の標準学力テスト、これは全学年実施していますので経年的に捉えまして、今の学力とそれから体力の相関関係はあるかないかということは今分析しておりますので、また結果が出ましたら何かの形でお伝えできればなというふうに思っております。

次に、野生獣の件ですけれども、学校は児童生徒にとって安全、安心な環境を整え、その命を守ることが最大の責務です。これを前提として、ご質問の野生獣の被害防止についての学校の対応についてお答えします。

ご存じのとおり、昨年7月28日に発生しました古川西小学校児童の悲しい水難事故を決して風化させてはいけなと、本年度当初の市校長会において、毎月28日を「子どもの命を守る日」と設定して、自校の安全指導體制の見直しとか、あるいは子供たちが自分の命は自分で守る力を身に付ける、安全教育を推進する日として周知しました。

そんな中で、議員ご質問の内容としての野生獣、特にクマの出没情報が秋口より頻繁にありましたので、9月の市校長会において出没情報をもとにして、危険事項を想定しながら児童生徒への安全指導の徹底を指示しました。

その後、11月には神岡町内で住民がクマに襲われて負傷されるという痛ましい事故が発生しましたので、「熊の出没に係る被害防止及び安全指導の徹底」ということで大きく3点、登下校中及び夜間や休日の注意事項、遭遇危険箇所への回避、遭遇時における対応の配慮事項など、再度、具体的な内容で指導徹底事項を作成しまして、各学校へ周知して現在に至っております。

降雪期に入りましたが、まだしばらくは先ほど議員おっしゃいましたように、「遭遇するかもしれない」という危機意識を持ち、すべての学校が安全指導を徹底し、保護者、PTAの協力もお願いしているところです。獣害のみならず、交通事故それから水難事故、連れ去りなど、子供の周りには大きな危険が潜んでいます。私たち大人はあらゆる危険を想定しながら、その命を守ることに最善、最大の努力をしなければなりません。学校教育の立場としましては、今後とも児童生徒への指導内容を保護者に周知し、関係機関と連携しながらの見守り活動に努め、何よりも身に付けさせたいこととしての「自分の命は自分で守る力をもつ児童生徒の育成」に力を入れなければならないと考えております。以上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○15番（山下博文）

体力のことですね、今後、今のは全国的な調査の中だと思いますけれども、大体、山

にいる者は私は体力があると思うんですよ。毎日、学校へ通うにしても徒歩通学であるわけですし、遊びに行くのは山へ行って遊んだりですね、決して都会の子に負けるような体力ではないというふうに私は思っていたのですが、新聞だけで見たら、何か飛騨市の子はそんなにか細いのかなと思うようなことでありました。

たまたま学校教育要覧というのですか、毎月出されております。教育指導が書いてあって見てみましたが、ここでは一様に体力増強についてはどこの学校もうたってあるわけです。山にいる子が、そんな都会の子に負けるようなことはないんだと私は思っておりますから、学校のこの指導が間違っているなんてそんなこと言うつもりはないんですが、どこかに問題があるのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きします。

□教育長（山本幸一）

お答えします。今は都会の子も田舎の子もほとんど変わらない生活をしております。例えば、昔は田舎の子も歩いて学校へ登校しておりましたけれども、今はスクールバスです。むしろ、町の子のほうが、町とか田舎という言葉はいいかどうか分かりませんが、町の子のほうが歩くというようなこと。それからもう一つは、特に小学校段階においては二極化しております。一つは、スポ少で土日に運動に取り組む子、もう一つは家の中でゲームをする子。スポ少も入らない、それからゲームもしない、だけれども広場とか公園で友達と一生懸命遊ぶ、こういう子がいいんですけれども、こういう子がほとんどいません。スポ少でやるか、ゲームをするか、こういう二極化しております。ですから、学校の中でどれだけ意図的に子供たちに運動の楽しさを味わわせるか、そして弱い面を強化していくか、これがもうすごく今まで以上に強く求められるようになってきているという事実です。

○15番（山下博文）

今のこの実態が、そういうもんかなというふうに思っているわけですが。先ほどのクマの問題ですが、登校はないと思うのですが、下校時のときに先生が付いて行かれるということを見ておられた市民から、ちょっと私のほうへ一報入ったんですけれども、何が入ったかといいますと、先生は素手だと言うのです。何も持っていないと。もし襲われたらどうするんだと。棒の1本でも持っていてくれればいいのですが。私は、一番効果があるのはスプレーですよ。私も何回か山へ行ってクマに遭ったことがあります。そのときはスプレーは高くて買えませんでしたから、逃げてきたのですが。一番は、パッと遭ったときの効果は、約1万8,000円ですが、あれが一番効果があるんだというふうに言われておりますし、そのくらいでしたら学校でも準備できる金額ではないかなと。何十本も何百本もいるわけではありませんから、1地域に1本あればいいわけですから、そのくらいは持って回ってもらえればというふうに思います。それを要望しておきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

〔15番 山下博文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで、このまま暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時01分 再開 午後2時02分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

会議を再開いたします。

ただ今、議題となっております議案第110号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第125号、指定管理者の指定について、飛騨市夢館^{ゆめやかた}までの16案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託をいたします。

次に、議題となっております議案第126号、平成26年度飛騨市一般会計補正予算、補正第4号から、議案第134号、平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第3号までの9案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第126号から議案第134号までの9案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。ここでお諮りいたします。12月11日から12月16日までの6日間は、常任委員会、予算審査等のため本会議を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、これら6日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回の会議は、12月17日、午後3

時からを予定しております。本日はこれにて散会といたします。

(散会 午後2時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

菅沼 明彦

飛騨市議会議員 (17番)

籠山 恵美子

飛騨市議会議員 (1番)

前川 文博